

## 第4章 各施策における取組

### 1 エイジフレンドリーシティの実現

少子高齢化と人口減少が急速に進行する本市では、超高齢社会をいかに豊かなものとし、次の世代に引き継いでいくかが課題となっています。

こうした中、本市は、新たな視点での高齢化への対応として、平成21年に、世界保健機関が提唱する「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」に向けた取組に着手し、市民一人ひとりが豊かにいきいきと幸せに暮らすためには、健康長寿を伸ばしていくこと、そして、高齢者が支えられるだけでなく、社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に向けて取り組むことにより、誰もが秋田市に住んでいてよかったと思えるようなまちの実現を目指しています。

平成29年3月に策定した、第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画では、計画の基本理念である「心豊かで活力ある健康長寿社会」を実現するためのまちづくりの方向性を示すものとして、次の8つの基本目標を設定しています。

- 基本目標 1 安全・安心で誰もが快適に過ごせる屋外環境の整備
- 基本目標 2 交通機関の利便性の向上
- 基本目標 3 安心して快適に住み続けられる住環境の整備
- 基本目標 4 生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進
- 基本目標 5 あらゆる世代がお互いを認め合う地域社会づくり
- 基本目標 6 高齢者の就業や市民参加の機会創出
- 基本目標 7 高齢者の情報環境の整備
- 基本目標 8 多様な生活支援サービスを利用できる地域づくり

#### 「秋田市エイジフレンドリーシティ」シンボルマーク

エイジフレンドリーと秋田市の頭文字Aをモチーフに、やわらかな一筆書きの曲線で高齢者にやさしい都市を表現しました。



## (1) エイジフレンドリーシティの普及・啓発

### ① エイジフレンドリーシティ普及啓発事業（継続） 開始年度：平成23年度

#### ア 目的

超高齢社会における様々な課題を共有しながら、行政と市民協働によるエイジフレンドリーシティの実現をさらに推進するため、市民の意識啓発、市民活動の促進を図ります。

#### イ 全体概要

エイジフレンドリーシティ情報の発信として、情報紙エイジフレンドリー通信の発行やエイジフレンドリー竿燈、うちわ、クリアホルダーなどの普及啓発物品を作成するほか、シニア映画祭やエイジフレンドリーカレッジリレーセミナーを開催しています。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

これまでのセミナーの開催に加えて、新たにエイジフレンドリーシティパネル展やシニア映画祭等を開催し、積極的なPRに努めてきましたが、目標値と実績値にまだ乖離があることから、さらなる普及啓発に努めていきます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
エイジフレンドリー シティの認知度	目標値	100%	100%	100%
	実績値	63.48%	68.20%	70%
カレッジ参加満足度	目標値	65%	70%	75%
	実績値	80.67%	87%	90%

#### エ 今後の課題と対応

エイジフレンドリーシティの実現を目指す本市の方向性や目標をより多くの市民と共有するには、一定の時間を要するものと考えています。今後も、様々な機会を捉えて普及啓発に努め、着実に市民の皆様へ理念が浸透するよう取り組みます。

#### オ 取組方針

エイジフレンドリーシティの実現のため、行政、市民、民間事業者の三者の協働による地域課題の解決を目指し、さらなる普及啓発と情報発信を図っていきます。

## カ 評価の指標と目標値

カレッジにおいて実施するアンケート調査によるエイジフレンドリーシティの認知度とカレッジ参加者のカレッジ満足度により評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
カレッジにおけるエイジフレンドリーシティの認知度	目標値	100%	100%	100%
カレッジ参加満足度	目標値	95%	100%	100%

## (2) エイジフレンドリーシティの推進

### ① エイジフレンドリーシティ推進事業（継続） 開始年度：平成27年度

#### ア 目的

市民一人ひとりがエイジフレンドリーシティの理念を理解し、高齢者が能力や経験、知識を十分に発揮できる高齢者にやさしい社会の確立を目指します。

#### イ 全体概要

学識経験者、専門家、公募市民などからなる秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画推進委員会を開催し、計画の進捗管理を行います。

また、エイジフレンドリーシティの推進を目的とする市民活動団体に対して、補助金を交付します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

市民、民間事業者、行政のアイデアを取り入れるための意見交換会の開催や市民アンケートを実施するなどして、平成29年3月に第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画を策定しました。また、平成27年度に設定したエイジフレンドリー指標について、毎年度の実績値調査を行ったうえ、施策の進行管理や目標の達成状況の点検・評価に活用していきます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
エイジフレンドリー指標の設定	目標値	指標設定、現状値の調査と評価	現状値調査と評価	現状値調査と評価
	実績値	指標設定	実績値調査と結果を委員会に報告	実績値調査と結果を委員会に報告
第2次行動計画の策定および実施	目標値	アンケート調査	行動計画策定	実施
	実績値	市民意識調査実施	行動計画策定	実施

#### エ 今後の課題と対応

第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画を着実に推進していくため、適宜市民や民間事業者等からの意見聴取に努めるなどしながら、計画の進捗状況等を定期的に点検・自己評価したうえで、その結果を秋田市エイジフレ

ンドリーシティ行動計画推進委員会に報告し、達成状況の評価を行います。

#### オ 取組方針

エイジフレンドリーシティの実現には、広範な分野の課題に対応する必要があることから、行政だけでなく、市民、エイジフレンドリーパートナーをはじめとする民間企業・団体がそれぞれ主体的に取り組んでいくとともに、行政、市民、民間の三者がそれぞれの強みを活かしながら連携し、活動を展開していくよう努めます。

#### カ 評価の指標と目標値

エイジフレンドリー指標の現状と行動計画推進委員会の開催回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
エイジフレンドリー指標	目標値	現状値調査と評価	現状値調査と評価	現状値調査と評価
行動計画推進委員会の開催回数	目標値	2回	2回	2回

## ② エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業（継続）

開始年度：平成27年度

### ア 目的

エイジフレンドリーシティの実現には、行政、市民に加え、民間の事業者・団体による取組も重要です。市と連携してエイジフレンドリーシティの推進に取り組む事業者・団体を「エイジフレンドリーパートナー」として登録する制度を設け、民間サイドからの高齢者にやさしい地域社会づくりを推進します。

### イ 全体概要

秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画の基本理念、基本目標に基づいて、高齢者や障がい者などにやさしい取組を継続的に行う事業者・団体等を、「エイジフレンドリーパートナー」として登録します。登録した事業者・団体は、取組内容と目標を定めた3年計画を作成し、実施状況について自己評価を行いながら、本市のパートナーとして主体性を持って活動を推進していきます。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

エイジフレンドリーシティの理念や本事業趣旨の理解を深めながら、銀行、ホテル、スーパーマーケット、美容室、医療機関、建設業など幅広い業種が登録を行いました。

また、エイジフレンドリーシティのシンボルマークを使用した普及啓発アイテムのパートナーへの配布や、広報紙やホームページ、パネル展などによりパートナーの取組を広くPRするとともに、取組内容のさらなる充実化を図り、平成28年度からシニアビジネスの専門家等による研修会を開催しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録事業所数	目標値	30事業所	40事業所	50事業所
	実績値	24事業所	68事業所	90事業所
登録事業所従業員数	目標値	300人	400人	500人
	実績値	4,121人	5,890人	6,500人

### エ 今後の課題と対応

本事業のPRを強化することにより、パートナー事業者・団体を増やしていきます。また、研修会などの開催により、高齢者にやさしい地域社会づくりのための知識を深めるとともに、パートナー同士の連携を強化し、パートナーの取組をさらに拡充します。

#### オ 取組方針

幅広い業種にわたり新しいパートナーを増やしていくために、より積極的なPR活動を展開します。また、秋田におけるシニアビジネスの創出とビジネスによる地域課題の解決を目指し、パートナーをはじめとする民間事業者・団体と、市民、大学等の研究機関、行政の共創体制の構築を図ります。

#### カ 評価の指標と目標値

登録事業所数と登録事業所の従業員数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
登録事業所数	目標値	120事業所	150事業所	180事業所
登録事業所従業員数	目標値	7,000人	7,500人	8,000人

### ③ 生涯現役社会の実現に向けた取組（新規） 開始年度：平成30年度予定

#### ア 目的

「人生100年時代」を見据え、年齢にかかわらず高齢者が持つ豊かな知識や経験、意欲を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会の実現を目指します。

#### イ 全体概要

健康で生きがいを持ち続けながら生涯を送ることができる「生涯現役社会」の実現に向けて、高齢者の能力や意欲に応じた就労や社会参加を促進する施策・事業を実施し、長寿による豊かさを実感できる社会づくりを推進します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

第9次プランからの新たな取組です。

#### エ 今後の課題と対応

高齢者の多様なニーズに対応するため、就労や社会参加に取り組む関係機関との連携強化を図る必要があります。

#### オ 取組方針

社会情勢の変化や多様化するニーズの把握に努めながら、事業の計画・実施を進めていきます。

#### カ 評価の指標と目標値

具体的な事業実施計画が未定であることから、評価の指標は設定しないこととします。

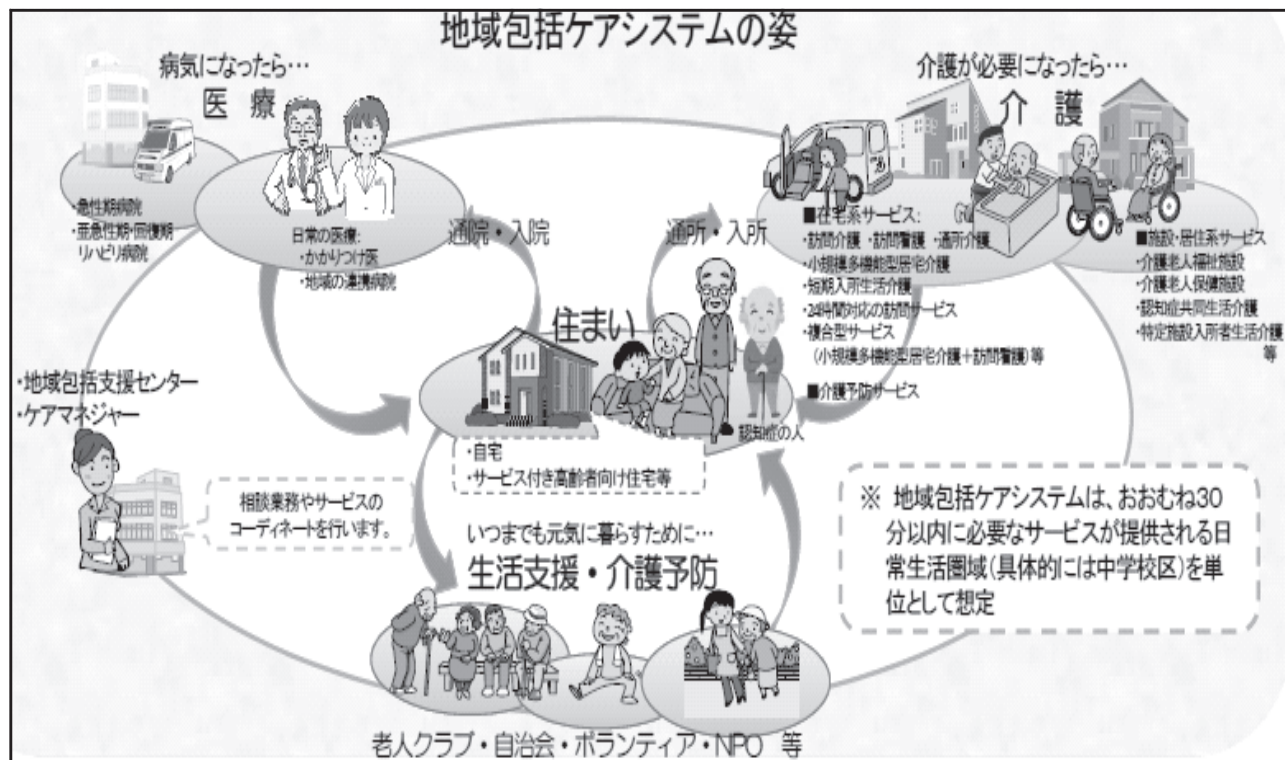


## 2 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムは、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどの各サービスに関する様々な職種が連携しながら、高齢者の在宅生活に向けた包括的な支援（※）およびサービスを提供する体制を目指すものです。

国においては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律を平成29年5月26日に成立したところであり、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進により一層取り組むことが重要であるとしています。

※ 包括的支援とは、地域の様々な専門機関が協働し、地域の多様な資源（住民の支え合い、介護予防活動、介護（予防）サービス、福祉サービス、医療サービスなど）を活用し、高齢者が地域で暮らし続けられるように支援することを意味します。



(出典：厚生労働省)

## (1) 地域包括ケアの推進

### ① 地域包括支援センターの機能強化（継続） 開始年度：平成19年度

#### ア 目的

市内18か所の圏域（概ね中学校区）ごとに地域包括支援センターを設置し、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が、その専門知識や技能を生かし、高齢者の総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、福祉サービス利用申請などを行い、地域住民の心身の健康保持や生活安定などを図ります。

#### イ 全体概要

地域包括支援センターが、地域に住む高齢者の健康や生活を総合的に支え、地域包括ケアシステムの中核的な機関としての役割を十分に果たすことができるよう、センター機能の強化を図ります。

#### 「事業の評価」

センター自らが、その運営状況を評価し自己改善を促すとともに、市としてセンター業務の状況や量などの程度を把握し、点検・評価を行ったうえで、効果的な取組みが行われるよう業務改善を図ります。

#### 「職員の資質向上」

センターに求められる役割などに適切に対応できるよう、センター職員を対象とした研修を実施し、資質向上を図ります。

#### 「事業の運営方針」

センター事業の受託法人に対し、センターが取り組むべき具体的な課題や目標などについて、年度ごとに運営方針を設定します。

#### 「情報公表」

地域住民にとって身近な相談機関となるよう、センターの業務内容や運営状況に関する情報の公表に努めます。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

高齢者人口の増加に伴い、地域包括支援センターの業務も増加傾向にあります。また、なかなか解決に至らない、いわゆる支援困難ケースも増えています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
総合相談支援	実績値	21,578件	19,949件	21,000件
権利擁護相談支援	実績値	816件	953件	1,000件
福祉サービス申請などの支援	実績値	4,136件	4,160件	4,100件
要支援者の予防プラン作成	実績値	3,230件	3,368件	3,400件

#### エ 今後の課題と対応

地域包括支援センターの自己評価では、地域の実態把握やネットワーク構築、地域ケア会議の開催が課題となっています。市は、地域包括支援センターの業務改善を図るための事業点検・事業評価を行う必要があります。

#### オ 取組方針

国が設定する全国統一の評価指標を用いて客観的な事業評価を行ったうえで、効果的な取組が行われるよう業務改善を図ります。

#### カ 評価の指標と目標値

全国統一の評価指標を用いた事業評価を行い、これを地域包括支援センター運営協議会において評価・点検できる仕組みを構築したかどうかをもって評価します。

## ② 地域ケア会議の充実（継続） 開始年度：平成19年度

### ア 目的

地域ケア会議（※）における個別ケースの検討を通じ、医療、介護などの多職種協働による地域のネットワーク構築を図ります。また、地域のケアマネジャーのケアマネジメント力を高め、個別ケースの課題分析などを積み重ねることにより、地域課題を明確化し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを進めます。

※ 地域ケア会議とは、介護保険法に規定された会議であり、包括的支援事業の効果的な実施のために、ケアマネジャー、保健・医療・福祉に関する専門的な知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関および関係団体により構成される会議のことです。

### イ 全体概要

各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議については、「地域ケア会議（個別・地域課題）」と「地域ケアネットワーク会議」とに位置付け、市が主催する地域ケア会議については、「ケアマネジメント会議」と位置付けして開催します。また、抽出された地域課題を情報共有し、資源開発や見守りネットワーク体制の構築につなげます。

#### 「地域ケア会議（個別・地域課題）」

高齢者の課題解決の支援、ケアマネジャーのケアマネジメント力を高めるとともに、個別事例の検討を重ね、地域課題を抽出します。

#### 「地域ケアネットワーク会議」

多職種が互いの専門性の理解や視点、考え方の違いを情報交換し、医療と介護が効果的に連携できる方法や仕組みについて検討します。

#### 「ケアマネジメント会議」

地域包括支援センター職員のケアマネジメント力の向上を図ります。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

地域ケア会議の充実を図るために、地域ケア会議実践マニュアルを作成し、会議の目的や進め方などを示し、会議が円滑に行われるように努めました。

また、市と地域包括支援センターによる、地域ケア会議ワーキンググループを立ち上げ、地域ケア会議の効果的な開催に向けた検討を行いました。

さらに、平成28年度から、地域包括支援センターが主催する地域包括ケア会

議に、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職などの医療関係者の参画を推進し、多職種によるネットワークの構築に取り組んでいます。これにより、各地域包括支援センターの圏域において、医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりが促進されたほか、多職種が互いの専門性の理解や視点、考え方の違いを事例を通じて情報交換し、医療と介護が効果的に連携できる方法や仕組みについて検討が進んでいます。

指標			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域ケア会議 開催回数	個別ケース	目標値	54回	63回	72回
		実績値	53回	52回	56回
	定期開催	目標値	36回	36回	36回
		実績値	33回	52回	52回

#### エ 今後の課題と対応

地域ケア会議の目的の一つは、個別ケースの検討を通じて、地域のケアマネジャーのケアマネジメント能力の向上を図ることですが、個別ケースの検討件数が増えていないことから、地域ケア会議の進め方（ファシリテーション）についてスキルアップを図る必要があります。また、個別ケースの検討が進まない要因や対応策について、地域ケア会議ワーキンググループなどにおいて検討する必要があります。

#### オ 取組方針

地域ケア会議に関する研修を重点的かつ継続的に行います。

また、多職種協働による個別ケースの検討を通じて、高齢者個人の課題分析と在宅生活の限界点を上げるための支援の充実に向けた検討を行い、これらの個別ケースの検討の積み重ねを通じて、地域で高齢者を支えるネットワーク構築を進めます。

#### カ 評価の指標と目標値

地域ケア会議の開催回数をもって評価します。

指標			2018年度	2019年度	2020年度
地域ケア会議 開催回数	個別ケース	目標値	72回	81回	90回
		定期開催	54回	54回	54回

## (2) 高齢者の権利擁護

### ① 権利擁護体制の充実（継続） 開始年度：平成19年度

#### ア 目的

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの中には、本人や周りのかたでは十分に問題が解決できない、適切なサービスなどにつながるものが困難な状況にあるかたがいます。高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、権利擁護のために必要な支援を行います。

#### イ 全体概要

高齢者数の増加に伴って認知症高齢者やひとり暮らし高齢者も増えることから、成年後見制度の利用促進や消費者被害の未然防止、虐待の未然防止などの取組を進めます。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

地域包括支援センターにおいて、成年後見制度をはじめとした権利擁護に関し、地域住民を対象にした出前講座を開催するなど、周知・理解を図るよう取り組んでいます。

指標			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域包括支援センターへの相談件数	成年後見制度	実績値	114件	228件	250件
	消費者被害	実績値	81件	64件	70件

#### エ 今後の課題と対応

成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれます。弁護士などの専門職による後見人だけでなく、市民後見人も含めた支援体制づくりを進めていく必要があります。また、消費者被害や高齢者虐待の未然防止に向け、地域包括支援センターや消費者相談窓口などの利用が適切に行われ、相互に情報共有を図るなど、高齢者を支援する体制づくりに引き続き取り組んでいく必要があります。

#### オ 取組方針

成年後見制度を含む権利擁護に関する周知・理解の推進、市民後見人養成などを適切かつ効果的に行うための方法、実施機関の設置を含めた体制づくりについて検討を行います。また、訪問販売や電話勧誘などによる消費者被害を未然防止するため、消費者相談窓口と地域包括支援センターが情報共有を図り、

地域の介護関係者などに必要な情報提供を行います。

#### カ 評価の指標と目標値

市や地域包括支援センターにおいて、相談事案に適切に対応したかどうかをもって評価します。

## ② 成年後見制度利用支援事業（継続） 開始年度：平成16年度

### ア 目的

判断能力が低下した身寄りのない高齢者などの、自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、民法で定める成年後見制度の利用を支援します。

### イ 全体概要

身寄りのない、認知症など的高齢者の権利擁護のため、家庭裁判所に後見等開始申立てを行います。また、経済的な理由により、市長または市長以外の者が行う審判請求に係る費用や、選任された成年後見人等への報酬にかかる費用を負担できない高齢者に対する助成を行います。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

取扱件数が少なく、成年後見制度自体が浸透していないことが考えられます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
後見等市長申立 件数	目標値	10件	10件	10件
	実績値	1件	8件	9件
市長申立 報酬助成件数	目標値	10件	14件	19件
	実績値	4件	8件	15件
市長申立以外 報酬助成件数	目標値	8件	14件	23件
	実績値	5件	9件	11件

### エ 今後の課題と対応

成年後見制度の利用につなげるため、制度の周知が必要です。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見等の実施機関の設立などの支援や、各自治体で実施が始まっている市民後見人の養成について検討する必要があります。

### オ 取組方針

利用すべき人が利用できるよう制度や事業の周知を図り、支援対象者に関する情報収集に努めます。また、法人後見を進めている秋田市社会福祉協議会や家庭裁判所、司法団体などの関係団体と連携し、制度利用の促進を図ります。



カ 評価の指標と目標値

後見等市長申立件数、報酬助成件数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
後見等市長申立件数	目標値	10件	11件	12件
市長申立報酬助成件数	目標値	20件	25件	30件
市長申立以外報酬助成件数	目標値	13件	15件	17件

### ③ 高齢者虐待の防止（継続） 開始年度：平成19年度

#### ア 目的

高齢者が尊厳を保ち続けることができるように、老人福祉法および高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（※）に基づき、虐待の防止と保護のための必要な措置を行うほか、介護ストレスを抱えている養護者を含めた支援を行います。

※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、家族など養護者（介護者）または養介護施設従事者などによる次のような行為を高齢者虐待と定義しています。

- ・身体的虐待

たたく、つねる、なぐる、しばる、無理やり食事を口に入れるなど

- ・心理的虐待

失敗を嘲笑する、無視する、怒鳴る、ののしる、侮辱する、子どものように扱うなど

- ・介護・世話の放棄、放任

入浴させない、食事を十分に与えない、室内にゴミを放置するなど

- ・経済的虐待

生活に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を勝手に使う、自宅などを無断で売却するなど

- ・性的虐待

排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にする、キスやわいせつな行為を強要するなど

#### イ 全体概要

高齢者虐待の防止と早期発見および支援のため、行政機関、法律関係者、医療機関、介護事業者からなる高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関の連携を図るとともに、虐待防止のための施策に取り組みます。また、高齢者虐待を取り巻く様々な課題に対応するため、業務の責任主体である市が、現場での虐待対応の中心となる地域包括支援センターに対し、緊密に連絡を取りながら、適切な指導および支援を行います。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

高齢者虐待への対応方法について、各地域包括支援センターにフローチャートを用いて具体的に示したほか、全虐待事案について、市と地域包括支援セン

ターがコアメンバー会議や虐待対応ケース会議、評価会議などを通じて、適切な支援を行いました。また、虐待防止の対応強化として、養介護施設・事業所に出前講座を行い、未然防止に向けた知識の普及を行っています。

区分	指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
養護者による虐待疑い	相談・通報件数	実績値	71件	63件	67件
	うち虐待と判断した件数	実績値	46件	32件	34件
養介護施設従事者等による虐待疑い	相談・通報件数	実績値	3件	6件	2件
	うち虐待と判断した件数	実績値	1件	1件	1件

#### エ 今後の課題と対応

高齢者虐待の対応にあたり、虐待を行ったことが疑われる養護者に関し必要な情報把握や対応への協力依頼を円滑に行うことができるよう、関係機関などに対し協力を依頼するなど、迅速な対応につなげる必要があります。また、虐待の未然防止に向け、高齢者やその家族と接することが多い介護事業者などに対し、介護負担の軽減を図るための家族支援の研修や、虐待防止のための意識啓発を行う必要があります。

#### オ 取組方針

地域包括支援センターが迅速に高齢者虐待対応を行うことができるよう、関係機関や市の関係部署に、情報提供や協力の依頼等を行うとともに、虐待の未然防止に向けた普及・啓発を図ります。

#### カ 評価の指標と目標値

高齢者虐待に関する出前講座の実施回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
出前講座の実施回数	目標値	24件	24件	24件

#### ④ 要保護高齢者等シェルター事業（継続） 開始年度：平成29年度

##### ア 目的

養護者による虐待などにより保護が必要と判断された、要支援・要介護認定を受けていない高齢者などを、特別養護老人ホームなどにおいて一時的に保護します。

##### イ 全体概要

養護老人ホーム又はショートステイ専用床を備えた特別養護老人ホームにおいて、年間14日間を限度に短期間の宿泊を行います。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

本事業は、平成28年度まで実施していた高齢者生活管理指導短期宿泊事業の内容を見直しし、平成29年度から開始しています。

##### エ 今後の課題と対応

保護に確実に対応するため、避難場所を確保する必要があります。

##### オ 取組方針

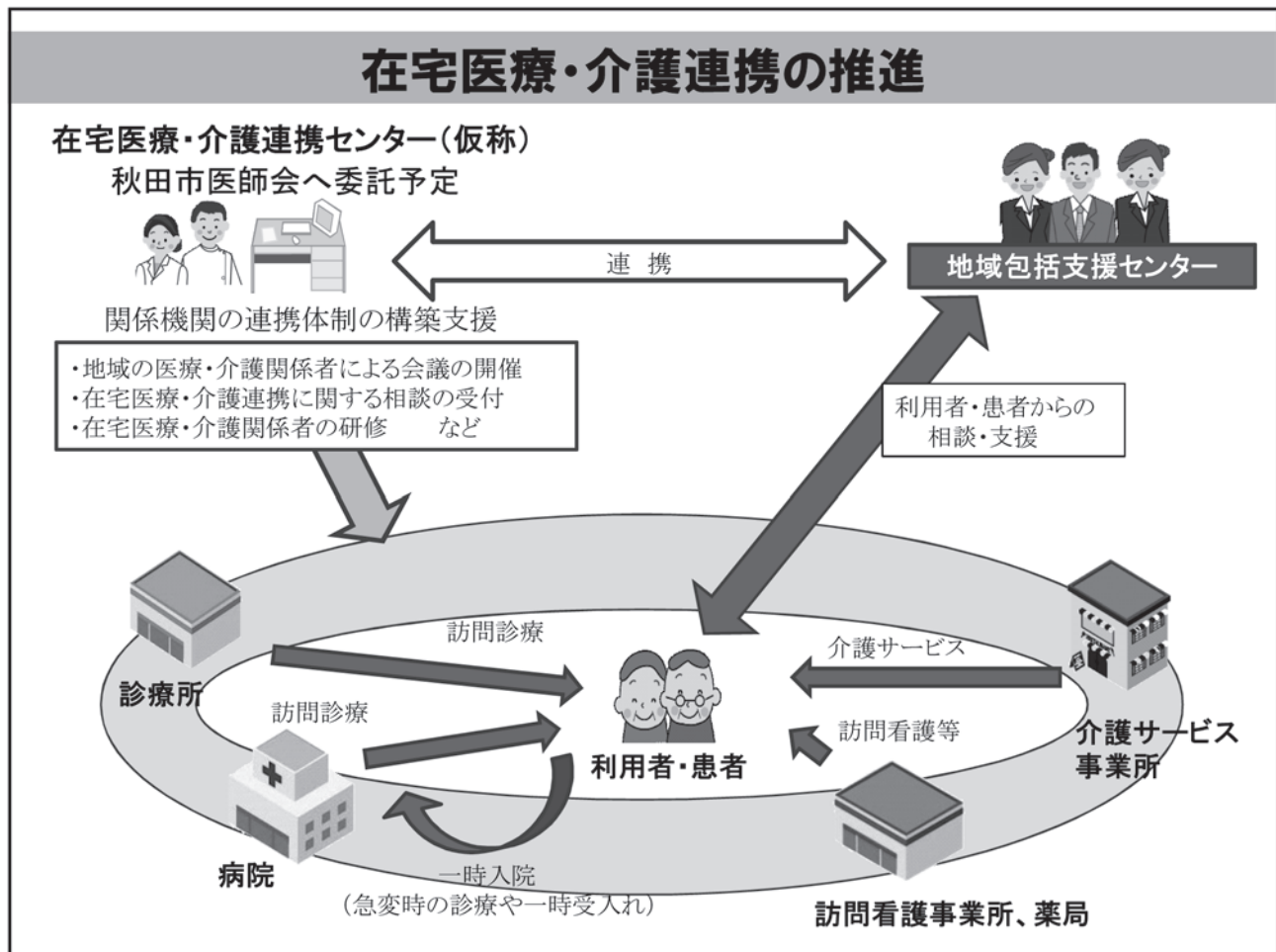
あらかじめ、特別養護老人ホームなどの運営法人との間で、緊急時の居所の確保に関する契約を行います。

##### カ 評価の指標と目標値

保護が必要となる事案に、確実に対応したかどうかをもって評価します。

### 3 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、医療と介護の両方を必要する状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるように、医療と介護に関わる者や団体相互の連携により、在宅医療と介護サービスが一体的・継続的に提供される体制を構築します。



在宅医療・介護連携に関する事業の実施については、市町村が主体となり、次の8つ項目に取り組むこととされています。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

## (1) 切れ目のない在宅医療と介護の提供

### ① 在宅医療と在宅介護の提供体制の整備（継続） 開始年度：平成29年度

#### ア 目的

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が夜間・休日、容態急変時、療養場所が移行する時など、切れ目なく提供される体制を目指します。

#### イ 全体概要

必要とされる切れ目のない在宅医療と在宅介護のサービスの提供体制を想定し、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら取組を進めます。

具体的には、主治医・副主治医制の導入などによる在宅医療の提供体制の検討や、在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保、訪問診療・往診を提供する医療機関と訪問看護ステーションとの連携体制の構築について検討し取り組みます。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

在宅医療・介護連携の推進を図るため、平成28年度から、地域包括支援センターが主催する地域包括ケア会議に、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職などの医療関係者が参画し、多職種によるネットワークの構築に取り組んでいます。これにより、医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりが促進されたほか、多職種が互いの専門性の理解や視点、考え方の違いを事例を通じて情報交換し、医療と介護が効果的に連携できる方法や仕組みについて検討が進んでいます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
市主催の多職種連携推進会議、研修会等の開催	実績値	地域包括ケア運営会議 2回 在宅医療・介護連携セミナー 1回	地域包括ケア運営会議 2回 在宅医療・介護連携セミナー 1回 市民講演会 1回	在宅医療・介護連携推進協議会 2回 在宅医療・介護連携セミナー 1回 市民講演会 1回 在宅医療連携部会 1回 多職種連携推進・研修部会 1回 普及啓発部会 1回

## エ 今後の課題と対応

地域の医療機関、訪問診療・往診を提供する医療機関における、在宅医療の提供体制の現状を把握し、課題を明らかにしたうえで、提供体制の整備などを検討する必要があります。

また、必要とされる切れ目のない在宅医療と在宅介護のサービス提供体制について現状を把握し、課題を明らかにする必要があります。

## オ 取組方針

切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制づくりに向けて、秋田市在宅医療・介護連携推進協議会（以下、協議会）および協議会に設けた各部会において、対応策の検討を進めるとともに、各地域包括支援センターが開催する地域ケアネットワーク会議において現状把握と課題抽出を行い、その結果を協議会に提供するなどし、地域の実情に応じた取組を進めます。

## カ 評価の指標と目標値

協議会および各部会の開催をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
在宅医療・介護連携推進協議会	目標値	3回	3回	3回
在宅医療連携部会	目標値	2回	2回	2回
多職種連携推進・研修部会	目標値	2回	2回	2回
普及啓発部会	目標値	2回	2回	2回

## ② (仮称) 在宅医療・介護連携センターの設置 (新規)

開始年度：平成30年度予定

### ア 目的

在宅医療・介護連携の拠点となる機関を設置し、医療関係者と介護関係者との連携の支援や地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターなどからの在宅医療と介護連携に関する相談、情報提供業務などを行います。

### イ 全体概要

(仮称) 秋田市在宅医療・介護連携センターの平成30年度中の設置に向けて、関係機関との調整を進めます。センターには、看護師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャーなど医療と介護に関する知識を持つ実務経験者を配置する予定であり、次の業務の実施を検討しています。

#### 「地域の在宅医療と介護の橋渡し役としての相談・支援」

医療・介護関係者などからの相談に応じ、多職種間の連携調整や情報提供を行います。また、医療ニーズが高い事例について助言などを行います。

#### 「普及・啓発」

市民向け講演会や講座の開催や在宅医療情報誌を発行します。また、専用ホームページにおいて、地域の在宅医療・介護資源リストやマップなどの情報を提供します。

#### 「医療・介護関係者や関係機関との顔の見える関係の構築」

医療・介護関係者向けの多職種連携研修会を開催します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第9次プランからの新たな取組です。

なお、センターの設置に向けて関係機関との協議を進めるとともに、センターの機能について医療関係者および介護関係者を交えた検討を行っています。

### エ 今後の課題と対応

センターが行う業務については、医療関係者、介護関係者、市による協議を行い機能の充実を図る必要があります。また、市や地域包括支援センターなどとの機能や役割分担を整理する必要があります。

### オ 取組方針

センターの機能や運営について、秋田市在宅医療・介護連携推進協議会にお



いて協議を進めます。また、開設後における円滑な運営のため、センターの役割が関係者に理解されるように周知を図ります。

#### カ 評価の指標と目標値

(仮称) 秋田市在宅医療・介護連携センターを平成30年度中に設置することをもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
センターの設置	目標値	設置	—	—

### ③ 在宅医療・介護関係者の研修（継続） 開始年度：平成27年度

#### ア 目的

多職種でのグループワークや地域の医療関係者向けの介護に関する研修会、介護関係者向けの医療に関する研修会などを通じて、地域の医療・介護関係者の連携を図ります。

#### イ 全体概要

市や医療・介護の関係団体が実施している既存の研修会を整理したうえで、多職種が参加するグループワークを活用した研修や地域の医療関係者向けの介護に関する研修会、介護関係者向けの医療に関する研修会などを実施します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

医療・介護の関係団体との共催でセミナーを実施し、専門性の異なる多職種がグループワークを通じて、共通の課題や困難な状況について情報共有し、解決に向けたプロセスが共有できました。アンケートでは、専門職の約6割が、連携回数を重ねれば在宅医療・介護連携の実現は可能だと回答しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
在宅医療・介護連携 セミナー	実績値	1回 参加者144人	1回 参加者130人	0回 ※中止

#### エ 今後の課題と対応

医療と介護は保険制度が異なることから、多職種間の相互の理解や情報共有が十分にできていないなどの課題があります。このため、多職種参加による研修を継続し、地域の医療・介護関係者の連携が円滑になるよう努めます。

#### オ 取組方針

お互いの専門性や役割を知り、顔の見える関係を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護の連携が促進されるような研修を実施します。

#### カ 評価の指標と目標値

在宅医療・介護連携セミナーの開催回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
在宅医療・介護連携セミナー	目標値	1回	2回	2回

## (2) 在宅医療・介護連携に関する普及・啓発

### ① 在宅医療と介護に関する普及・啓発（継続） 開始年度：平成28年度

#### ア 目的

在宅で療養生活を送ることになった場合に必要となるサービスを適切に選択できるように、在宅医療と介護に関する普及・啓発のほか、在宅での終末期ケアや看取りのあり方などについて理解の促進を図ります。

#### イ 全体概要

講演会や出前講座などを実施するほか、パンフレットなどを作成します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

平成28年度に開催した市民講演会の参加者は約200人で、約7割が65歳以上のかたでした。参加者アンケートでは、在宅医療の実際について「参考になった」が9割を占め、「在宅医療について知らないことばかりだった」「今まで詳しい話を聞いたことがなかった」などの意見がありました。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
市民講演会	実績値	0回	1回	1回

#### エ 今後の課題と対応

在宅医療と介護に関する市民の関心は高まっていることから、市民向けに分かりやすく情報を提供することが必要です。

#### オ 取組方針

市民は、在宅ケアに関して、家族への負担や金銭的な問題、必要な医療と介護が受けられるか、などの不安を持っていることから、それらが払拭されるような情報提供や知識の普及・啓発を行います。

#### カ 評価の指標と目標値

市民講演会や出前講座の開催回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
講演会	目標値	1回	2回	3回
出前講座	目標値	2回	5回	5回

## ② 福祉従事者救急車適正利用推進事業（継続） 開始年度：平成28年度

### ア 目的

介護サービス事業所などの高齢者福祉施設の従事者と消防機関が連携して情報共有に取り組み、救急車の適正利用などに関する理解を深めてもらうとともに、救急搬送の必要性が生じた場合における迅速な病院選定につなげます。

### イ 全体概要

介護サービス事業所などに、救急対応訓練の研修会を企画し開催します。

#### 「施設内での予防救急（事故防止）」

（内容）施設からの救急要請の現状、事故事例から学ぶ予防法

#### 「緊急時対応」

（内容）119通報時に伝える内容、119通報訓練、各種手当、あっぱくん（心肺蘇生トレーニングツール）を使用した胸骨圧迫訓練

#### 「救急隊との連携」

（内容）救急隊が必要とする情報、救急隊の活動（救急隊の処置）、合同シミュレーション訓練

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

### エ 今後の課題と対応

介護サービス事業所などに救急対応訓練を周知する方法の検討が必要です。

### オ 取組方針

介護サービス事業所などに参加を呼びかけ、本部主催による救急対応訓練の研修会を半年に1回以上開催することにより、その後の事業所などでの訓練実施につなげ、救急車適正利用を推進します。

### カ 評価の指標と目標値

本部主催による救急対応訓練件数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
介護サービス事業所などへの	目標値	2回	2回	2回
救急対応訓練件数				

## 4 認知症施策の推進

### (1) 認知症予防の取組

#### ① 認知症予防事業（継続） 開始年度：平成24年度

##### ア 目的

高齢者が、認知症予防のための教室を通じて要介護状態となることを予防するとともに、地域住民同士の交流促進や生きがいをづくりの機会を持つことにより、教室終了後においても高齢者自らが認知症予防に継続して取り組むことができるよう支援します。

##### イ 全体概要

###### 「脳の健康教室」

- ・内 容 読み書き・計算・すうじ盤等の学習
- ・対 象 65歳以上で要介護（要支援）認定を受けていないかた
- ・期 間 6月～12月（週1回）
- ・会 場 秋田市老人福祉センターなど4か所
- ・定 員 100名（30名×2か所、20名×2か所）
- ・委託先 秋田市社会福祉協議会

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

参加者数は目標値を達成していませんが、参加者アンケートでは、参加者の9割以上の方が「内容に満足している」「有意義な教室である」などと答えています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用者数	目標値	2,200人	2,300人	2,400人
	実績値	1,544人	1,878人	1,470人
参加者アンケート の満足度	目標値	80%	80%	80%
	実績値	100%	98.7%	94.4%

##### エ 今後の課題と対応

参加者の満足度は高いものの、参加者が自主的に継続していくうえで難しい面があるほか、認知症予防に向けた取組が教室参加者に限定されてしまい、参加者以外の市民に拡がりにくいといった課題があります。

このため、気軽に楽しく取り組むことができ、教室終了後も家庭や地域などで継続して行うことが可能な内容に見直して実施します。

#### オ 取組方針

国立長寿医療研究センターが開発した認知症予防運動プログラム「コグニサイズ（※）」を中心とした教室に変更し、教室の修了者を認知症地域支援推進員やキャラバンメイト（認知症サポーター養成の講師資格を持つ）が支援することで、自主グループ化を後押しするなどし、認知症予防に向けた取組の輪を拡大していきます。

#### ※ コグニサイズ

頭を使った課題と体を使った課題を両方同時に行うことで、心身の機能を効率的に上げていく運動プログラムです。例えば、「簡単な引き算をしながら踏み台昇降を行う」「しりとりをしながら足踏みをする」などのプログラムがあります。課題の難易度を上げたり、複数の方々に一緒にやることによって遊びの要素が加わるなど、より効果的なものとなります。

#### カ 評価の指標と目標値

教室の内容や充実度を計る指標として参加者アンケートの内容をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
参加者アンケートの満足度	目標値	100%	100%	100%

## (2) 認知症高齢者への支援

### ① 認知症サポーター養成事業（継続） 開始年度：平成21年度

#### ア 目的

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症のかたや家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症のかたや家族が安心して暮らし続ける地域づくりを推進します。

#### イ 全体概要

##### 「認知症サポーター養成講座」

キャラバン・メイト養成研修修了者が講師として、認知症の正しい知識や認知症の人やその家族に対する接し方などについて、約90分の講座を開催します。講座受講者にはオレンジリングを配付します。

##### 「キャラバン・メイト養成講座」

認知症サポーター養成講座開催の増加に対応するため、キャラバン・メイト養成研修を行い、キャラバン・メイトを養成します。

##### 「キャラバン・メイト研修会」

キャラバンメイト同士の情報交換・スキルアップの機会を提供します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

市民の集まりの場や職域から認知症サポーター養成講座開催の依頼があり、目標値を上回る市民が認知症サポーターとなりました。受講者からは、「認知症に対する理解が深まった」「周囲の対応により、認知症の方が過ごしやすくなる事が分かった」などの声が聞かれ、認知症に関する知識普及が行われていると捉えています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
サポーター数およびキャラバン・メイト数	目標値	2,800人	3,000人	3,200人
	実績値	4,082人	3,177人	2,756人

#### エ 今後の課題と対応

高齢者の増加に伴い、地域で暮らす認知症高齢者が増加すると見込まれることから、認知症サポーターの養成数を増やす必要があります。また、小・中学校など若年層や、認知症高齢者と関わる機会の多い警察、民間事業者、地域住民などに向けて積極的に講座を開催し、地域での見守り・支援体制を強化していく必要があります。

さらに、認知症サポーターが地域の見守り支援の担い手として活動できるように、認知症サポーターやキャラバン・メイト同士が活動を発表したり、意見交換ができる場を検討します。

#### オ 取組方針

キャラバン・メイトの養成を進めるとともに、キャラバン・メイトが認知症サポーター養成講座を実施しやすくなるように、一般市民をはじめ、職域や学校への周知や講座を行います。また、認知症サポーターやキャラバン・メイトがスキルアップができる研修会や地域での活動の場を検討します。

#### カ 評価の指標と目標値

認知症に関する正しい知識を普及する指標として、認知症サポーター養成講座受講者数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
サポーター数	目標値	3,400人	3,600人	3,800人



## ② 認知症施策推進事業（継続） 開始年度：平成27年度

### ア 目的

認知症になってもできる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、医療と介護の連携強化など地域における認知症施策の推進体制構築を図ります。

### イ 全体概要

認知症のかたやその家族などへの支援として次の事業に取り組みます。

#### 「認知症地域支援推進員の配置」

認知症地域支援推進員を市および地域包括支援センターに配置し、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関との連携を図るための支援を行うとともに、認知症のかたやその家族を支援する相談業務などを行います。

#### 「認知症ガイドブック（※）および市民向けパンフレットの作成」

認知症のかたやその家族など向けのガイドブックと市民に認知症について理解を深めていただくためのパンフレットを作成します。

#### 「市民向け研修会の開催」

認知症について理解を深めていただく機会として、研修会を開催します。

#### 「認知症カフェの運営支援」

認知症のかたとその家族、地域住民、専門職がつどい、認知症のかたを支えるつながりを支援し、家族の介護負担の軽減などを図る「認知症カフェ」の実施団体に対し、補助金を交付しています。また、認知症地域支援推進員が、認知症カフェへの運営や開設の立ち上げなどの支援を行います。

#### 「認知症初期集中支援チームの設置」

認知症のかたとその家族に早期に関わる支援チームを、平成29年10月から医療機関に委託して設置しており、認知症の早期診断および早期対応に向けた支援を推進します。

※ 認知症ガイドブックとは、認知症のかたやその家族が認知症と疑われる症状が発生したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような支援や医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に定めたものです。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

認知症地域支援推進員が市内の全ての日常生活圏域（中央、東、西、南、北）

に配置され、地域の身近な場所で認知症に関する相談などを受けられるようになりました。また、認知症の人やその家族を対象に実態調査を実施し、地域の実情を把握しながら認知症施策を推進しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域支援推進員配置数	目標値	2人	8人	13人
	実績値	2人	9人	9人
初期集中支援チーム設置数	目標値	—	—	1か所
	実績値	—	—	1か所
認知症ケア向上推進事業	目標値	認知症カフェ支援	研修会の実施	研修会の実施
	実績値	2件	1回	1回

#### エ 今後の課題と対応

認知症に対する偏見はいまだ根強く、さらなる普及・啓発が求められます。

また、認知症カフェについては、補助金の交付を受けずに自主的に運営している団体があると思われるため、それらを把握し、認知症のかたや家族に情報提供することが必要です。

認知症初期集中支援チームについては、市民や関係機関に対し、支援チームの役割や機能を周知し、認知症のかたに有効的に介入できるようにします。

#### オ 取組方針

認知症地域支援推進員を増員するなど適正配置を検討します。

認知症カフェの支援については、補助金の交付を継続するほか、自主的に運営している団体の把握を行い、市民に向けて周知をします。

また、認知症初期集中支援チームについては、役割や機能について周知を図るとともに、的確に訪問支援対象者を把握し、チームの円滑な運営を図ります。

## カ 評価の指標と目標値

認知症地域支援推進員の配置数をもって評価します。また、認知症初期集中支援チームの活動支援の結果を図る指標として、チームの支援終了後（モニタリング時）に何らかのサービスにつながっている割合で評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
認知症地域支援推進員配置数	目標値	12人	12人	12人
チームの支援終了後（モニタリング時）に何らかのサービスにつながっている割合	目標値	100%	100%	100%

### ③ 認知症高齢者などの見守り（継続） 開始年度：平成25年度

#### ア 目的

認知症高齢者などを地域で見守る仕組みづくりを推進するため、地域における見守りネットワーク構築の取組を進め、将来的に、全市的な見守りネットワークの構築を目指します。

#### イ 全体概要

地域において、地域住民や警察、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員などが中心となった高齢者の見守り体制づくりを進めます。

現在、次の地区や警察署管内でネットワークなどがつくられています。

- ・新屋地区、大住地区での見守り体制
- ・秋田市北部高齢者さがしてネットワーク
- ・秋田市中心部高齢者さがしてネットワーク
- ・秋田東警察署高齢者さがしてネットワーク

また、市では、在宅高齢者と日常的に接する機会が多い民間事業者と協定を締結します。協定締結事業所は、業務の範囲内で見守りを行い、高齢者の異変を発見した場合は、地域包括支援センターや救急に通報します。

- ・協定締結事業者 生協、郵便局、ガス事業者、保険会社、J Aなど

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

認知症高齢者などを地域で見守る取組が広がっています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
見守りネット構築件数	実績値	1件	1件	2件
見守り協定締結件数	実績値	7件	10件	11件

#### エ 今後の課題と対応

地域における見守り体制づくりをさらに進めていく必要があります。

また、全国的に認知症高齢者の行方不明事案が増加しており、迅速な初期対応が重要になっています。

#### オ 取組方針

各地域における見守り体制を構築し、有効に機能するように支援するとともに、高齢者あんしん見守り協定の締結を進め、認知症高齢者などの見守りの目を増やします。また、行方不明の未然防止や、行方不明になった際の早期発見、発見時の身元確認などの対策として、行方不明になるおそれのあるかたの事前登録やステッカーの活用、警察との情報共有について検討を進めます。

#### カ 評価の指標と目標値

見守り協定の締結件数と行方不明事案に対応した取組（事前登録やステッカーの活用、警察との情報共有）の実施をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
見守り協定締結件数	目標値	14件	17件	20件
行方不明対策の実施	目標値	実施	実施	実施

## 5 生活支援・介護予防サービスの充実

### (1) 生活支援サービスの提供

#### ① 「食」の自立支援事業（継続） 開始年度：平成12年度

##### ア 目的

食事の調理が困難な高齢者などに対し、居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行います。また、健康維持・増進という観点からアセスメントを行います。

##### イ 全体概要

調理が困難なひとり暮らし高齢者などの居宅に食事（お弁当）を配達し、同時に安否確認を行います。

- ・対象者 概ね65歳以上の高齢者のみの世帯（日中独居となるものを含む）
- ・利用回数 1日1回、週3回まで

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

年々、利用者数、利用回数とも増加しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	目標値	6,147人	6,700人	7,302人
	実績値	6,392人	7,274人	7,861人
利用回数	目標値	67,511回	73,578回	80,191回
	実績値	62,942回	71,449回	77,509回

##### エ 今後の課題と対応

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加すると見込まれることから、本サービスの需要も高まると考えられます。

##### オ 取組方針

食事の提供と安否確認を行うことにより、引き続き、高齢者などの自立した生活を支援していきます。また、地域包括支援センターを通じて、利用者に対し適切なアセスメントを実施します。

カ 評価の指標と目標値

利用者数および利用回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
利用者数	目標値	7,886人	8,517人	9,198人
利用回数	目標値	86,606回	93,534回	101,017回

## ② 緊急通報システム事業（継続） 開始年度：平成元年度

### ア 目的

ひとり暮らしの高齢者などに緊急通報装置を貸与し、高齢者などの急病や災害などの緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、日常生活上の安全を確保します。

### イ 全体概要

緊急事態発生時に、専用通話器により緊急通報受信センターに通報すると、オペレーターが事態に即し、協力員の駆けつけ依頼や救急要請などの対応を行います。また、週1回「お元気コール」による安否確認を行います。

- ・対象者 概ね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・協力員 原則3人の協力員が必要

### ウ 8次プランにおける検証と評価

設置台数が減少していますが、民間事業者による見守りや緊急通報サービスの普及により、民間サービスを利用する人が増えているためと思われます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置台数	目標値	723台	768台	815台
	実績値	608台	569台	562台

### エ 今後の課題と対応

緊急時に利用者宅へ駆けつけることのできる協力員の確保が難しくなってきました。

### オ 取組方針

見守りツールとして有効に活用するためには、協力員の確保が重要であることから、地域包括支援センターや民生児童委員を通じ、地域住民へ事業の協力を求めています。

### カ 評価の指標と目標値

緊急通報装置の設置台数（利用者数）をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
設置台数	目標値	555台	555台	555台



### ③ 高齢者雪寄せ・雪下ろし支援事業（継続） 開始年度：平成12年度

#### ア 目的

在宅のひとり暮らし高齢者などの冬期間の安全確保のために、玄関通路の除雪を行うとともに、家屋の雪下ろし費用などを助成します。

#### イ 全体概要

##### 「雪寄せ」

生活援助員を派遣し、玄関から道路までの通路の雪寄せを行います。

- ・内容 1日1回1時間以内で、週に2回まで

##### 「雪下ろし」

秋田市道路豪雪対策本部が設置された日から、当該年度の末日までの期間に、雪下ろしや排雪に要した費用の一部を助成します。ただし、積雪により家屋倒壊のおそれがある場合には、本部未設置時でも現地調査を行ったうえで助成します。

- ・助成額 雪下ろしは1万円、雪下ろしおよび排雪は1万5千円
- ・対象者 市民税非課税の65歳以上高齢者のみの世帯、持ち家に限る

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

降雪状況により実績が増減します。

事業	指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
雪寄せ	利用者数	実績値	2,154人	2,572人	2,597人
	利用回数	実績値	7,128回	9,217回	7,942回
雪下ろし	実績なし				

#### エ 今後の課題と対応

雪による生活への影響や家屋倒壊の事故を防ぐ必要があります。

#### オ 取組方針

引き続き利用希望者への迅速な対応に努め、自立した生活の継続を支援していきます。また、希望者が確実に利用できるよう、事業の周知に努めます。

#### カ 評価の指標と目標値

利用希望者に確実に対応したかどうかをもって評価します。

#### ④ 生活支援ハウス運営事業（継続） 開始年度：平成14年度

##### ア 目的

家族による援助を受けることが困難な、ひとり暮らしなどの高齢者が安心して生活を送ることができるよう、介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供します。

##### イ 全体概要

生活支援ハウス「ウェルビューいずみハウス」において、各種相談、助言、緊急時の対応、各種サービスの利用支援および地域住民との交流を図る各種事業を行います。

- ・定員 20人
- ・対象者 原則として60歳以上

家族による援助を受けることが困難なひとり暮らしなどのかた

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

目標値を下回っている年度については、入居条件を満たした入居希望者がいなかったことによります。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	目標値	20人	20人	20人
	実績値	20人	18人	18人

##### エ 今後の課題と対応

利用者の平均年齢が上昇し、身体機能の衰えによる緊急時のナースコール使用や健康管理の支援が必要になっているかた、介護を必要としハウスでの生活が困難になるかたが増えています。

##### オ 取組方針

ハウスでの生活が困難なかたについては、介護保険サービスや施設への移行など、適切な支援を行います。

##### カ 評価の指標と目標値

入居希望者への適切な対応をしたかどうかをもって評価します。

## ⑤ サービス付き高齢者向け住宅の登録（継続） 開始年度：平成23年度

### ア 目的

高齢者が安心して生活できる住まいづくりを推進します。

### イ 全体概要

サービス付き高齢者向け住宅の登録および情報提供などを行います。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

事業者に対する補助制度、優遇措置などに関する情報提供を行うことで、年々、整備が進んでいます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	実績値	25件	26件	27件
戸数	実績値	672戸	686戸	712戸

### エ 今後の課題と対応

補助制度、優遇措置などの情報を提供し、引き続き整備を推進する必要があります。

### オ 取組方針

事業者に対する情報提供を進めていくとともに、市民に対し、ニーズにあった住まいの選択ができるよう情報提供を行います。

### カ 評価の指標と目標値

住宅の整備を検討する事業者や入居を検討している市民へ円滑に情報提供できたかどうかをもって評価します。

## ⑥ 民生委員活動推進事業（継続） 開始年度：不明

### ア 目的

民生委員への研修や啓発を通じて、民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動の推進を図ります。

### イ 全体概要

各種研修会の開催などにより、民生委員・児童委員の能力向上を図るとともに民生児童委員協議会の活動支援を行います。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

なお、各地区民生児童委員協議会の会長研修や民生児童委員協議会との合同研修会などの各種研修を開催するなどして、民生委員・児童委員の能力向上を図るとともに、その活動の支援を行っており、概ね順調だと捉えています。

### エ 今後の課題と対応

民生委員活動は、地域共生社会（地域で一人ひとりが安心して暮らしていける社会）実現のための地域力向上に資するものであることから、今後も民生委員・児童委員の能力向上を図るとともに民生児童委員協議会の活動支援を行う必要があります。

### オ 取組方針

引き続き、各地区民生児童委員協議会の会長研修や中堅委員研修、新任委員研修、秋田市民生児童委員協議会との合同研修会の開催などを実施していきます。

### カ 評価の指標と目標値

定期的に各種研修会を開催したかどうかをもって評価します。

## ⑦ 高齢者実態調査（継続） 開始年度：昭和53年度

### ア 目的

ひとり暮らしやその他要援護者のかたの実態を把握することにより、各種統計調査の基礎資料、災害時要援護者の避難対策などに役立てます。

### イ 全体概要

毎年10月1日現在満65歳以上の自宅で生活している高齢者を対象に、民生委員の協力を得て調査を行い、ひとり暮らしやその他要援護者のかたを把握し、災害発生に備えて自主防災組織などに対する情報提供の同意確認を行います。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

災害発生時に備える意識が広がってきているものと捉えています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
避難支援対象者名簿掲載の同意者数	目標値	14,100人	15,000人	15,900人
	実績値	17,524人	17,081人	17,458人

※ 避難支援対象者名簿とは、ひとり暮らしやその他要援護者などのかたの情報が記載された名簿です。

### エ 今後の課題と対応

災害発生時などに備えて、避難支援対象者の把握が必要です。

### オ 取組方針

高齢者の実態把握のため、引き続き調査を行い、援護が必要と思われるかたの災害時などの避難支援体制づくりに役立てます。

### カ 評価の指標と目標値

援護が必要と思われるかたの災害時などの避難支援体制づくりが進むよう、避難支援対象者名簿掲載の同意者数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
避難支援対象者名簿掲載の同意者数	目標値	17,900人	18,400人	18,900人

## ⑧ 高齢者の予防接種事業（継続） 開始年度：平成13年度

### ア 目的

感染症のまん延予防および発症防止や重症化を防ぐため、高齢者に対し予防接種を推進し、接種率の向上を図ります。

### イ 全体概要

#### 「インフルエンザの予防接種」

- ・対象者 秋田市に住民登録をしている65歳以上のかた
- ・期間 10月1日から翌年2月末日まで
- ・接種場所 受託医療機関
- ・接種回数 期間内に1回
- ・料金 接種費用の一部を助成

#### 「肺炎球菌感染症の予防接種」

- ・対象者 秋田市に住民登録をしている65歳のかた（当該年度中に65歳になるかた）  
平成30年度までは、国の経過措置により当該年度中に70、75、80、85、90、95、100歳になるかたも接種可能
- ・期間 4月1日から翌年3月末日まで
- ・接種場所 受託医療機関
- ・接種回数 対象年齢時1回のみ
- ・料金 接種費用の一部を助成

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
インフルエンザ予防接種対象者の接種率	実績値	48.6%	49.9%	37.1%
肺炎球菌感染症予防接種対象者の接種率	実績値	38.9%	45.1%	30.5%

※平成29年度は11月末現在

### エ 今後の課題と対応

予防接種を必要とする高齢者が、接種機会を逃さず接種できるようにする必要があります。

#### オ 取組方針

広報紙やホームページのほか、他の広報媒体も活用しながら市民に周知を行います。高齢者肺炎球菌感染症については、対象者への個別通知に加え、リーフレットを作成し、各市民サービスセンターへの設置や健康教室で配布するなど広く周知に努めます。

#### カ 評価の指標と目標値

対象者の接種率をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
インフルエンザ予防接種対象者の接種率	目標値	50.7%	51.5%	52.3%
肺炎球菌感染症予防接種対象者の接種率	目標値	45.8%	46.4%	47.0%

## ⑨ 高齢者に対する火災予防普及事業（継続） 開始年度：平成29年度

### ア 目的

住宅火災による高齢者の犠牲の低減を図ります。

### イ 全体概要

高齢者の多く集まるイベントなどの機会を捉えて、その受付時間などを利用した住宅用防災機器、防災製品の展示や防災グッズの配布などを行い、火災予防について広く周知を図ります。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

### エ 今後の課題と対応

実施にあたり、主催者側の協力を得ることが必要となります。

### オ 取組方針

関係機関を通じて、高齢者を対象としたイベント情報を収集するとともに、主催者に事業の趣旨などについて説明を行い、協力を得られるよう努め、積極的な活動を実施します。

### カ 評価の指標と目標値

普及活動は、高齢者が多く集まるイベントなどを利用して行うことを想定しており、主催者との調整も必要であるため、評価の指標は設定しないこととします。



## (2) 介護予防の推進

### ① 介護予防把握事業（継続） 開始年度：平成29年度

#### ア 目的

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）の実施にあたり、関係機関などと連携し、総合事業の意義や内容について広く周知し、サービス利用を必要とするかたを把握し、介護予防事業の利用につなぎます。

#### イ 全体概要

介護保険第1号被保険者を対象に、次の方法により情報収集します。収集した情報に基づいて対象者への訪問を行い、介護予防事業につなぎます。

- ・ 要介護（要支援）認定の担当課との連携
- ・ 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携
- ・ 相談のあった対象者の基本チェックリストのチェック
- ・ 民生委員や地域住民からの情報提供
- ・ 医療機関からの情報提供
- ・ 特定健康診査などの担当課との連携
- ・ 地区活動を実施している保健部局との連携
- ・ 本人、家族などからの相談

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

平成27年度からは、二次予防事業対象者への個別の働きかけに重点を置き、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化し、事業対象者の把握に努めています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者を適切に把握できたか	実績値	要介護認定の担当課などと連携するとともに、基本チェックリストを活用するなどし、適切に把握しました。		

#### エ 今後の課題と対応

平成29年度から総合事業を実施したことに伴い、事業名を、二次予防事業対象者把握事業から介護予防把握事業に変更しました。対象者についても、従前は、要介護（要支援）者は対象外としていましたが、支援が必要な全ての第1号被保険者に拡大しています。このため、介護保険や介護予防・生活支援サービス事業の対象者でなくとも、何らかの支援を必要とするかたを適切に把握し、介護予防事業につなぐことができるよう対応する必要があります。

#### オ 取組方針

地域包括支援センターの総合相談支援業務など関係機関との連携を密にし、支援を必要とするかたを把握し、個別訪問などによる働きかけを行い、介護予防事業へ結びつけるよう取り組みます。

#### カ 評価の指標と目標値

支援を必要とするかたの情報を、適切に把握したかどうかをもって評価します。

## ② 介護予防給付相当サービスの実施（継続） 開始年度：平成29年度

### ア 目的

要支援者などに介護予防サービスを提供し、要介護状態とならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。

### イ 全体概要

平成29年度から総合事業を実施したことに伴い、介護予防給付の訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）が市町村事業に移行され、介護予防・生活支援サービスになりました。これにより、従来、介護予防訪問介護および介護予防通所介護と呼んでいたサービスは、介護予防給付相当サービスにおける訪問型サービス、通所型サービスに呼称を改め実施します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

予防給付から総合事業への移行は順調に進んでいます。

### エ 今後の課題と対応

介護予防給付相当サービスを必要とする要支援者などが、確実にサービスを利用できることが必要です。一方で、必ずしも介護専門職によるサービスを必要としないかたもいることから、サービス提供者の資格要件基準を緩和するなど、多様な担い手による多様なサービスをつくる必要があります。

### オ 取組方針

介護予防給付相当サービスの効果的な利用を促進します。また、利用者と介護サービス事業者の理解を得ながら、段階的に多様な担い手によるサービスへの移行を進めます。

### カ 評価の指標と目標値

サービス全体における、予防給付相当サービスの割合をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
訪問型サービス（介護予防給付相当）の実施割合	目標値	95%	50%	40%
通所型サービス（介護予防給付相当）の実施割合	目標値	100%	85%	50%

### ③ 基準を緩和したサービスの実施（新規） 開始年度：平成30年度予定

#### ア 目的

介護予防給付相当サービスの基準を緩和したサービスを新たにつくり、利用者の状態に適したサービスを提供することにより、要介護状態とならないように予防するとともに、要介護状態の悪化防止などを図ります。

#### イ 全体概要

介護予防・生活支援サービスの類型の一つとして、介護予防給付相当サービスよりも人員や運営にかかる基準を緩和したサービスをつくります。

具体的には、身体介護や機能訓練などの専門的な技術を必ずしも必要としない生活支援を中心とするサービスを想定しており、サービス提供者は、介護サービス事業者のほか、民間事業者なども実施可能となる予定です。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

第9次プランからの新たな取組です。

#### エ 今後の課題と対応

基準緩和の内容や単価の設定、移行時期については、サービス提供事業者の意見を取り入れながら慎重に検討していく必要があります。

一方、介護専門職の人材不足への対応として、介護専門職については中重度の要介護者への移行を図ることが求められていることから、新たな担い手によるサービスの早期の実施が必要です。

#### オ 取組方針

基準を緩和した訪問型サービスについては、2018年度中の開始を目指します。また、通所型サービスについては、2019年度中の開始を目指します。

#### カ 評価の指標と目標値

サービス全体における、基準を緩和したサービスの割合をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
訪問型サービス(基準緩和)の実施割合	目標値	5%	47%	53%
通所型サービス(基準緩和)の実施割合	目標値	0%	10%	35%

#### ④ 住民の支え合いによるサービスの実施（新規） 開始年度：平成31年度予定

##### ア 目的

高齢者の中には、介護サービスなどの公的な福祉サービスは必要としないまでも、日常生活を送るうえで何らかの困りごとや支援を必要としているかたがいることから、元気な高齢者などの地域住民が、支援を必要とする高齢者を支える担い手として活動する体制をつくりまします。

##### イ 全体概要

介護予防・生活支援サービスの類型の一つとして、地域住民やボランティアにより提供されるサービスをつくりまします。サービスの内容は、住民が集うサロンの運営や声かけ、家事支援、外出支援など、専門的な資格やスキルを要しない多様なものが想定されまします。実施主体は地域住民らであることから、市は、実施主体の取組に対して必要経費を補助することを検討してまします。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

第9次プランからの新たな取組です。

##### エ 今後の課題と対応

住民やボランティアなどが自発的に取り組めるように機運を高めていくことが必要です。また、取組が継続するように支援していく必要がありますが、住民やボランティアなどによる支援の拡大には時間が必要だと考えてまします。

##### オ 取組方針

各地域の生活支援コーディネーターの活動や協議体における取組を進め、2019年度中の開始を目指まします。

##### カ 評価の指標と目標値

サービス全体における、住民やボランティアによる支援の割合をもって評価まします。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
訪問型サービス(住民主体)の実施割合	目標値	0%	3%	7%
通所型サービス(住民主体)の実施割合	目標値	0%	10%	15%

⑤ 高齢者生活支援体制整備事業（継続） 開始年度：平成27年度

ア 目的

高齢者を含めた地域住民の支え合い・助け合いを基盤とし、ボランティア、NPO、民間企業などの多様な主体によるサービスを提供する体制を整備し、高齢者の社会参加と介護予防・日常生活支援総合事業の推進を図ります。

イ 全体概要

介護予防・生活支援サービスの担い手の養成や発掘、地域資源の開発、ネットワーク構築などを行う、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置するとともに、生活支援コーディネーターを組織的に補完する協議体を設置します。

なお、資源開発とは、地域に不足するサービスの創出や高齢者などが担い手として活動する場を確保することなどであり、ネットワーク構築とは、関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどのことです。支援を必要とする側のニーズとサービス提供活動のマッチングもコーディネーターの重要な役割です。

ウ 8次プランにおける検証と評価

市全域を統括するコーディネーター（第1層コーディネーター）は配置できませんでした。また、各地域包括支援センター圏域へのコーディネーター（第2層コーディネーター）の配置は半数弱にとどまりました。なお、コーディネーターを配置した地域では、新たな通いの場などの地域資源が創出されており、事業全体としては一定の成果がみられます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置	目標値	設置に向けた研究会の開催	協議体の設置	コーディネーターの配置、担い手養成やサービス提供
	実績値	第1層研究会 1回 第2層ワークショップ 10回	第1層研究会 4回 第2層協議体の設置 4か所 新たな通いの場は8か所創出	第1層協議体 4回 統括コーディネーターは未配置、各圏域には8か所配置 新たな通いの場は11か所創出

## エ 今後の課題と対応

市全域を統括するコーディネーター（第1層コーディネーター）を速やかに配置し、各圏域に配置したコーディネーター（第2層コーディネーター）の支援や全市レベルでの情報共有などの活動を進めることが必要です。

また、各圏域のコーディネーターについては、配置場所を原則、地域包括支援センター内としたことから、センターの業務経験がない者でも、センターとの効果的な連携のもとに業務を進めることが出来ています。今後は、取組が先行している圏域の事例やノウハウを他の圏域に広げる工夫が必要です。

## オ 取組方針

全ての圏域にコーディネーターと協議体を配置・設置し、さらなる事業推進に取り組みます。また、介護予防・生活支援サービスの担い手を養成するための研修会の開催や、担い手に対する介護支援ボランティア制度の適用拡大など、高齢者の社会参加を促しながら介護サービス事業者以外によるサービスの受け皿づくりに取り組みます。

## カ 評価の指標と目標値

各圏域における勉強会やワークショップの開催回数、介護予防・生活支援サービスの担い手養成研修への参加者数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
各圏域における勉強会やワークショップの開催回数	目標値	108回 (圏域あたり 6回)	162回 (圏域あたり 9回)	216回 (圏域あたり 12回)
介護予防・生活支援サービスの担い手養成研修への参加者数	目標値	60人	60人	60人

## ⑥ 訪問型介護予防事業（継続） 開始年度：平成20年度

### ア 目的

心身の状況などにより通所による介護予防事業への参加が困難な要支援者などを対象に、保健師が訪問して運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の各プログラムを提供し、要介護状態になることを予防します。

### イ 全体概要

概ね2週間ごとに保健師が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を把握、評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導などを行います。原則3か月の短期集中予防サービスです。

- ・対象者 要支援者および基本チェックリスト該当者

### ウ 8次プランにおける検証と評価

希望者は確実に利用できましたが、利用者は少数です。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用希望者全員が確実に利用できたか	実績値	100%	100%	100%

### エ 今後の課題と対応

事業を周知し、利用者を増やす必要があります。

### オ 取組方針

対象者には、閉じこもりやうつなどを発症しているケースが多く、サービス利用意欲が低いため、地域住民や家族と連携したアプローチを図り、サービス利用につなげます。

### カ 評価の指標と目標値

利用者希望者全員が確実に利用できたかどうかをもって評価します。



## ⑦ 通所型介護予防事業（継続） 開始年度：平成19年度

### ア 目的

要支援者などに、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の各プログラムを提供し、介護予防の手法を習得してもらい、家庭や地域で自主的に介護予防に取り組めるようにすることにより、要介護状態になることを予防します。

### イ 全体概要

概ね週1回以上、生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを行います。原則3か月間の短期集中予防サービスです。事業は、デイサービス事業所や理学療法士会、柔道整復師会などに委託して実施します。

- ・対象者 要支援者および基本チェックリスト該当者

### ウ 8次プランにおける検証と評価

継続利用者が多い状況ですが、プログラムの実施により運動機能などを維持したかたの割合が多いことから、事業効果は高いと考えられます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者数	目標値	600人	600人	600人
	実績値	316人	205人	175人
機能を維持していた参加者割合	目標値	98%	98%	98%
	実績値	95.7%	99.9%	96%

### エ 今後の課題と対応

新規の利用者の増加を図る必要があります。

### オ 取組方針

高い効果が見込まれることなどをPRし、新規利用者の増加を目指します。

### カ 評価の指標と目標値

実利用者数および機能を維持していた参加者の割合をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
実利用者数	目標値	200人	200人	200人
機能を維持していた参加者割合	目標値	98%	98%	98%

## ⑧ 通所型介護予防フォローアップ事業（継続） 開始年度：平成27年度

### ア 目的

介護予防・生活支援サービス事業の終了者が、終了後、自主グループ化するなど、自主的に介護予防に取り組んでいくことができるよう支援します。

### イ 全体概要

通所型介護予防事業の終了者に対し、コミュニティセンターなど地域の身近な場所において、2週間に1回程度、6か月間の介護予防プログラムを実施します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

全18か所の地域包括支援センターでの実施には至りませんでした。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施箇所数	目標値	18か所	18か所	18か所
	実績値	4か所	13か所	11か所

### エ 今後の課題と対応

新規の利用者の増加を図る必要があります。

### オ 取組方針

2018年度からは、通所型介護予防事業終了者に加えて、身体機能に低下がみられ介護予防の取組が必要な65歳以上のかたも対象として実施します。

### カ 評価の指標と目標値

実施箇所数および実施回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
実施箇所数	目標値	18か所	18か所	18か所
実施回数	目標値	432回	432回	432回

⑨ はつらつくらぶ事業（継続） 開始年度：平成17年度

ア 目的

65歳以上の高齢者を対象に、運動器の機能向上、閉じこもりの防止および介護予防一般に関する知識の普及啓発を実施することで、要介護状態となることを予防します。

イ 全体概要

水中運動を取り入れた介護予防教室「水中はつらつくらぶ」や、コミュニティセンターなど地域の施設で介護予防体操などを行う介護予防教室「地域型・郊外型はつらつくらぶ」を実施します。

水中はつらつくらぶは、プール設備を持つ施設に、地域型・郊外型はつらつくらぶは、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを運営する法人に委託して実施します。

ウ 8次プランにおける検証と評価

郊外型はつらつくらぶの参加者が少ない状況ですが、各事業とも、概ね順調に実施されています。

事業	指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
水中はつらつくらぶ	実施回数	目標値	108回	108回	108回
		実績値	108回	108回	108回
	延べ利用者数	目標値	2,484人	2,484人	2,484人
		実績値	2,316人	2,424人	2,450人
地域型はつらつくらぶ	実施回数	目標値	150回	160回	170回
		実績値	170回	192回	216回
	延べ利用者数	目標値	3,000人	3,200人	3,400人
		実績値	3,150人	3,222人	3,675人
郊外型はつらつくらぶ	実施回数	目標値	70回	70回	70回
		実績値	72回	72回	72回
	延べ利用者数	目標値	700人	700人	700人
		実績値	567人	503人	468人

#### エ 今後の課題と対応

現在も高齢者に人気のある介護予防教室となっていますが、より参加しやすくなるように内容を検討する必要があります。

#### オ 取組方針

水中はつらつくらぶの実施施設の拡大を検討します。また、地域型・郊外型はつらつくらぶの内容の充実を図ります。

#### カ 評価の指標と目標値

実施回数および延べ参加者数をもって評価します。

事業	指標		2018年度	2019年度	2020年度
水中はつらつくらぶ	実施回数	目標値	108回	108回	108回
	延べ参加者数	目標値	2,484人	2,484人	2,484人
地域型はつらつくらぶ	実施回数	目標値	216回	216回	216回
	延べ参加者数	目標値	4,320人	4,320人	4,320人
郊外型はつらつくらぶ	実施回数	目標値	72回	72回	72回
	延べ参加者数	目標値	1,440人	1,440人	1,440人

## ⑩ 介護予防活動支援事業（新規） 開始年度：平成30年度予定

### ア 目的

住民らの支え合いの中で高齢者が運動を通じた介護予防に継続的かつ効果的に取り組むことにより、地域の中で生きがいを持った生活を送ることができるよう支援します。

### イ 全体概要

身体機能の維持向上のために、運動を通じて介護予防活動に取り組む、地域での自主的な集まり（自主グループ）を支援します。また、各地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが中心となって、自主グループの結成と活動の継続を支援します。

- ・いいあんべえ体操を活用し、DVDとパンフレット、体力測定マニュアル、体力測定手帳を入れた「いいあんべえ体操スタートパック」を配布します。
- ・優良グループを表彰する仕組みを設け、グループ活動の継続意欲を高めていきます。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第9次プランからの新たな取組です。

### エ 今後の課題と対応

継続的かつ効果的な介護予防のためには、地域の中に住民主体の介護予防の活動の場を創るとともに、その取組を普及・継続していく必要があります。

### オ 取組方針

各地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターが中心となって、運動を通じた介護予防活動に取り組む自主グループを掘り起こし、活動を継続できるよう支援します。

### カ 評価の指標と目標値

介護予防活動に取り組む意欲を計る指標として、新たに創出する自主グループの数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
新たに創出する自主グループの数	目標値	36グループ	36グループ	36グループ

## ⑪ 介護予防健康相談教育事業（継続） 開始年度：平成12年度

### ア 目的

食事や運動、口腔の健康についての知識の普及啓発を実施することで、高齢者の健康づくりを促進します。

### イ 全体概要

コミュニティセンターや公民館、市民サービスセンター、市保健センターなどにおいて、次の教室や講話会などを行います。

#### 「健康教育・健康相談」

（内容）生活習慣病および介護予防などの講話や健康相談

#### 「体力づくり教室」

（内容）理学療法士等による体力づくりの体操、体力測定、講話など

#### 「ふれあい元気教室（地域保健推進員が各地区で開催）」

（内容）健康講話やゲーム、軽体操など

#### 「いいあんべえ体操普及啓発事業」

（内容）体操パンフレット、DVDの配布、体操教室など

#### 「お口の機能向上学級」

（内容）講話や口腔機能測定、口腔清掃、口腔体操の実技指導など

#### 「健康と栄養講話会」

（内容）低栄養や骨粗鬆症予防のための講話および調理実習

#### 「歯科健康講話会」

（内容）歯科医師などによる講話および公開相談など

### ウ 8次プランにおける検証と評価

高齢者が参加しやすいよう、地域保健推進員と協力し、身近な会場で事業を実施しました。平成27年度に、市民がより主体的に健康づくりに取り組めるよう、市オリジナルの「いいあんべえ体操」を秋田大学大学院医学系研究科の監修のもと制作し、パンフレットやDVD、体操教室を通じ、普及に努めました。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施回数	目標値	1,037回	1,047回	1,057回
	実績値	926回	938回	954回
延べ利用者数	目標値	15,294人	15,494人	15,694人
	実績値	14,526人	14,717人	15,014人

## エ 今後の課題と対応

地域での集まりなどにおける、住民の主体的な健康づくり実践のための支援を行う必要があります。

## オ 取組方針

継続的な参加を促すため、各教室の内容の充実を図ります。また、地域の集まりなどで住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、いいあんべえ体操のパンフレット、DVD配布などに加え、体操を地域で普及するサポーター（仮称）の養成を行います。

## カ 評価の指標と目標値

事業の実施回数と延べ参加者数、健康づくりに取り組む自主活動団体などへのいいあんべえ体操DVD配布数・貸出数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
実施回数	目標値	959回	959回	959回
延べ参加者数	目標値	15,158人	15,158人	15,158人
健康づくりに取り組む自主活動団体などへのいいあんべえ体操DVD配布数・貸出数	目標値	300枚	100枚	100枚

⑫ 歩くべあきた高齢者健康づくり事業（継続） 開始年度：平成27年度

ア 目的

高齢者の日常生活における歩数を増やし、体力の維持と介護予防につなげます。

イ 全体概要

65歳以上の高齢者を対象に、仲間とチームを組んで3か月間歩数を計測・記録し、月ごとのチームの平均歩数を公表します。また、ウォーキングに関するイベントの実施や健康情報の発信を行います。

ウ 8次プランにおける検証と評価

目標値を達成しており、順調に取組が進んでいます。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日常生活における 1日の歩数	目標値	6,000歩以上	6,000歩以上	6,000歩以上
	実績値	7,795歩	8,457歩	8,111歩

エ 今後の課題と対応

継続参加者も増えてきており、運動習慣の定着化が図られてきていますが、より多くの市民に対し身体活動の必要性について周知し、新規参加者を増やしていく必要があります。

オ 取組方針

引き続き事業の周知に努め、参加者の歩数の増加と運動習慣の定着化に努めます。

カ 評価の指標と目標値

第2次健康あきた市21の目標値に準じ、日常生活における1日の歩数6,000歩以上の達成をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
日常生活における1日の歩数	目標値	6,000歩以上	6,000歩以上	6,000歩以上



### ⑬ 高齢者予防救急の促進（継続） 開始年度：平成28年度

#### ア 目的

高齢者が救急搬送を必要とするケガや疾病をしないように、日頃から注意を促し、心がける意識や行動（予防救急）を促進することにより、介護や入院に至るかたの減少につなげます。

#### イ 全体概要

救命講習会や消防本部ホームページを通じ、予防救急啓発パンフレットなどを活用した予防救急促進の広報活動を行います。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

#### エ 今後の課題と対応

高齢者に限定した定期救命講習や依頼による救命講習を検討する必要があります。

#### オ 取組方針

救命講習を毎月1回以上開催することにより、高齢者に対する予防救急を促します。

#### カ 評価の指標と目標値

高齢者を含む定期救命講習の開催回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
高齢者を含む定期救命講習の開催回数	目標値	12回	12回	12回

### (3) 介護する家族への支援

#### ① 家族介護用品支給事業（継続） 開始年度：平成15年度

##### ア 目的

低所得世帯で重度の要介護者を在宅介護する家族を対象に、紙おむつなどの介護用品を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

##### イ 全体概要

在宅介護に必要な、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品を支給します。

- ・対象者 要介護4又は5で、介護保険料所得段階が1～3の第1号被保険者のかた又は市町村民税が非課税の第2号被保険者のかたを在宅で介護している同居家族

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

在宅介護をしている家族の経済的負担の軽減につながっています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給人数	目標値	334人	334人	334人
	実績値	282人	244人	266人

##### エ 今後の課題と対応

対象となる家族に対し、さらに周知する必要があります。

##### オ 取組方針

対象となる家族に対し周知を図りながら事業を実施します。また、支給する介護用品については、利用ニーズの高い品目を把握し、利用しやすい介護用品の導入に努めます。

##### カ 評価の指標と目標値

介護用品の支給人数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
支給人数	目標値	300人	300人	300人

## ② 家族介護慰労金支給事業（継続） 開始年度：平成13年度

### ア 目的

低所得世帯で重度の要介護者を在宅介護する家族を対象に慰労金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

### イ 全体概要

市民税非課税世帯で、要介護4又は5のかたを在宅介護している家族を対象に、1年以上介護サービスの利用がなかった場合（1週間以内のショートステイ利用は、介護サービスの利用がないものとみなします。）、年額10万円の慰労金を支給します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

当該家族の慰労および重度要介護高齢者の在宅生活の継続につながっています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
支給人数	目標値	10人	10人	10人
	実績値	3人	4人	3人

### エ 今後の課題と対応

対象となる家族に対し、さらに周知する必要があります。

### オ 取組方針

在宅介護する家族の経済的負担を軽減するため、事業を継続します。

### カ 評価の指標と目標値

慰労金の支給人数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
支給人数	目標値	7人	7人	7人

### ③ 介護家族健康教育事業（継続） 開始年度：平成6年度

#### ア 目的

介護者の健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、介護者の健康の保持および増進が図られるよう支援します。

#### イ 全体概要

家族などの介護を行うかたおよび介護経験者を対象に、介護者のつどい（自主グループ）の支援として、保健師による講話などを行います。また、どすこい通信を発行し、介護者からのお便りや介護者のつどい参加者の話を紹介するほか、感染症予防や検診などの健康情報を提供します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

どすこい通信の発行や介護者のつどいの支援により、本人と家族の健康の保持増進が図られています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
どすこい通信介護者送付数	目標値	65枚	65枚	65枚
	実績値	63枚	66枚	59枚
同じく 民生委員配布数	目標値	714枚	714枚	714枚
	実績値	714枚	714枚	714枚
同じく 関係機関配布箇所	目標値	152か所	152か所	152か所
	実績値	160か所	159か所	164か所

#### エ 今後の課題と対応

本人の施設入所や介護者の高齢化などにより、通信文の送付希望数は開始時と比較すると大幅に減少しています。一方、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所をはじめとする関係機関への送付数は増加しており、介護者の支援については、多機関による連携が必要です。

#### オ 取組方針

介護者のつどいの開催を引き続き支援します。自主グループに参加できない介護者の支援については、どすこい通信の発行を廃止し、より効果的な支援のあり方について、関係機関との情報交換や連携を行い、検討します。

#### カ 評価の指標と目標値

自主グループへの支援の継続をもって評価します。

## 6 生きがいくりと社会参加の促進

### (1) 生きがいくりと健康づくりの支援

#### ① 高齢者のつどいの場の提供（継続） 開始年度：昭和47年度

##### ア 目的

高齢者が気軽に立ち寄り集うことができるいこいと研修の場を提供し、高齢者の生きがいくりや健康づくりを推進します。

##### イ 全体概要

老人いこいの家などの施設を設置し、高齢者などのサークル活動や研修、学習などの場として提供します。施設の管理は、指定管理者に委託します。

- ・老人いこいの家（八橋・飯島・大森山）
- ・雄和ふれあいプラザ
- ・河辺高齢者健康づくりセンター
- ・老人福祉センター

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

各施設は、利用者が固定化する傾向にありますが、利用者にとっては使い勝手が良く、生きがいくりや健康づくりの場となっています。

指標 ※利用者数		平成27年度	平成28年度	平成29年度
八橋老人いこいの家	目標値	7,295人	7,441人	7,590人
	実績値	6,734人	6,984人	6,006人
飯島老人いこいの家	目標値	15,909人	16,227人	16,552人
	実績値	14,984人	14,967人	16,586人
大森山老人と子ども の家	目標値	21,278人	21,704人	22,138人
	実績値	21,259人	20,824人	18,526人
河辺高齢者健康づく りセンター	目標値	11,520人	11,750人	11,985人
	実績値	12,451人	13,078人	13,758人
雄和ふれあいプラザ	目標値	2,223人	2,267人	2,312人
	実績値	2,059人	2,054人	2,194人
老人福祉センター	目標値	52,245人	53,289人	54,354人
	実績値	52,239人	49,428人	48,494人

## エ 今後の課題と対応

老人いこいの家については、経年劣化が進んでいるため、修繕費などの維持管理費がかさむ傾向にあり、場合によっては大規模な改修や設備交換が必要になるおそれもあるため、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

## オ 取組方針

利用者が安全で快適に活用できるよう、施設環境の向上や利用の促進に努めていきます。今後の施設のあり方については、地域住民や利用者の意見を尊重しつつ、費用対効果などの観点から活用形態の見直しも含めた検討を進めます。

## カ 評価の指標と目標値

生きがづくり、健康づくりの指標として、利用者数をもって評価します。

指標 ※利用者数		2018年度	2019年度	2020年度
八橋老人いこいの家	目標値	6,600人	6,600人	6,600人
飯島老人いこいの家	目標値	15,500人	15,500人	15,500人
大森山老人と子ども家	目標値	20,200人	20,200人	20,200人
河辺高齢者健康づくりセンター	目標値	13,100人	13,100人	13,100人
雄和ふれあいプラザ	目標値	2,100人	2,100人	2,100人
老人福祉センター	目標値	50,100人	50,100人	50,100人

## ② 老人クラブ補助事業（継続） 開始年度：昭和36年度

### ア 目的

老人クラブの活動を支援し、生きがいつくりと健康づくりを促進します。

### イ 全体概要

秋田市老人クラブ連合会および単位老人クラブが実施する健康活動、地域活動などに助成するほか、各種事業に対し支援します。

- ・ 社会奉仕活動 地域の公園や広場などの清掃、花壇づくりなど
- ・ スポーツ活動 健康増進スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会など
- ・ 文化活動 芸能大会、作品展、世代間交流など
- ・ その他 会報発行、研修会、子どもの見守り活動など

### ウ 8次プランにおける検証と評価

会員の減少やリーダーのなり手不足により解散するクラブが増えています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
クラブ数	目標値	191団体	191団体	191団体
	実績値	183団体	180団体	177団体
会員数	目標値	7,947人	7,947人	7,947人
	実績値	7,328人	7,070人	6,680人

### エ 今後の課題と対応

老人クラブの魅力、活性化に向けた取組が必要です。

### オ 取組方針

秋田市老人クラブ連合会に対しては、リーダー研修会やクラブ育成のための事業の強化を図るよう、また、単位老人クラブに対しては、新たな加入を促進する取組や活動の活性化をするよう働きかけていきます。

### カ 評価の指標と目標値

新規に結成する単位老人クラブ数とその会員数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
新規クラブ数	目標値	2団体	2団体	2団体
上記の会員数	目標値	60人	60人	60人

### ③ 健康づくり・生きがいがづくり支援事業（継続） 開始年度：平成13年度

#### ア 目的

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、秋田市社会福祉協議会が実施する健康づくりや生きがいがづくりの事業を支援しています。また、介護予防体操、健康教室などを開催し、高齢者の閉じこもりを防止します。

#### イ 全体概要

秋田市社会福祉協議会が地域元気アップ事業として、各地区の町内会館などで実施している「健康づくり・生きがいがづくり支援事業」および「地域サロン事業」に対し補助金を交付します。また、老人いこいの家などで軽スポーツや健康教室を実施する「いきいきサロン事業」を秋田市社会福祉協議会に委託して実施します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

健康づくり・生きがいがづくり支援事業については、健康づくりの実施が増えているなど、概ね順調な実施状況であり、また、いきいきサロン事業の参加者も目標を上回っていることから、高齢者の健康の保持増進と介護予防の推進という事業目標に一定の効果があったと考えています。

#### ▼ 健康づくり・生きがいがづくり支援事業の実施件数

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
軽スポーツ	目標値	22件	23件	24件
	実績値	24件	23件	21件
趣味活動	目標値	4件	5件	6件
	実績値	4件	2件	3件
健康づくり	目標値	9件	10件	11件
	実績値	14件	16件	12件
交流事業	目標値	38件	38件	38件
	実績値	37件	38件	37件
その他事業	目標値	3件	3件	3件
	実績値	2件	2件	2件



▼ いきいきサロン事業の参加者数

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
八橋老人いこいの家	目標値	595人	600人	605人
	実績値	739人	616人	642人
飯島老人いこいの家	目標値	202人	204人	206人
	実績値	234人	205人	199人
大森山老人と子どもの家	目標値	212人	214人	216人
	実績値	325人	265人	261人
雄和ふれあいプラザ	目標値	91人	92人	93人
	実績値	176人	95人	100人

エ 今後の課題と対応

地区によっては、実施する事業の内容や参加者数に差が見られるため事業の周知と内容の充実を図る必要があります。

オ 取組方針

秋田市社会福祉協議会および各地区の社会福祉協議会との連携により事業内容を周知するとともにし、イベントなどを通じて多くの高齢者が参加できるように働きかけていきます。

カ 評価の指標と目標値

健康づくり・生きがいがづくり支援事業と地域サロン事業の実施件数といきいきサロン事業の参加者数をもって評価します。

▼ 健康づくり・生きがいがづくり支援事業の実施件数

指標		2018年度	2019年度	2020年度
軽スポーツ	目標値	22件	23件	24件
趣味活動	目標値	3件	3件	3件
健康づくり	目標値	12件	12件	12件
交流事業	目標値	37件	37件	37件
その他事業	目標値	2件	2件	2件
合計	目標値	76件	77件	78件
地域サロン事業	目標値	38件	38件	38件

▼ いきいきサロン事業の参加者数

指標		2018年度	2019年度	2020年度
八橋老人いこいの家	目標値	647人	652人	657人
飯島老人いこいの家	目標値	201人	203人	205人
大森山老人と子どもの家	目標値	263人	265人	267人
雄和ふれあいプラザ	目標値	101人	102人	103人

#### ④ 高齢者就業機会確保事業（継続） 開始年度：昭和57年度

##### ア 目的

高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務に係る就業の機会を提供し、生活水準の維持向上並びに生きがいづくりや健康増進を図ります。

##### イ 全体概要

定年退職後の高齢者が、臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を図ることを目的に設置された秋田市シルバー人材センターの事業運営を円滑化するため、運営経費などの一部を補助します。

センターが行う事業は、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上に資するものであるほか、高齢者の就労促進については、秋田市総合計画の成長戦略「地域産業の振興と雇用の創出」において、重要な役割を担っています。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

##### エ 今後の課題と対応

高齢化が急速に進展する中で、経済社会の活力を維持するためにも、会員の就業の選択肢を拡大し、多様な就業機会を確保する必要があります。また、センターの受注業務および会員数の拡大と経営基盤の確立が必要です。

そのため、センターが策定した長期基本計画に沿って、市とセンターが一体となって受注業務と会員数の拡大に努め、高齢化社会に対応した活力ある事業の運営に取り組むことで、会員の多様な就業機会の提供を支援していきます。

##### オ 取組方針

秋田市シルバー人材センターが行う事業について、今後も、運営費および高齢者活用・現役世代サポート事業として補助金を交付し、支援していきます。

##### カ 評価の指標と目標値

センターの会員数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
会員数	目標値	1,011人	1,047人	1,084人

## ⑤ いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費助成事業（継続）

開始年度：平成20年度

### ア 目的

後期高齢者医療制度加入者に対し、はり・きゅう・マッサージ受療費の一部を助成し、高齢者の健康の保持増進を図ります。

### イ 全体概要

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者に対し、1回の受療につき800円を助成する受療券を、年度内15枚を限度に交付します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

交付者が固定化する傾向にあり、伸び悩んでおりますが、高齢者の健康の保持増進につながっているものと捉えています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
交付者数	目標値	900人	1,000人	1,100人
	実績値	860人	872人	850人

### エ 今後の課題と対応

交付者数が伸び悩んでいるため、さらに事業周知を図り、交付者数を増加させる必要があります。

### オ 取組方針

広報あきたやホームページなどにより周知し、事業所（指定施術所）と連携を図りながら、交付者数の増加や利用回数の促進に努めます。

### カ 評価の指標と目標値

はり・きゅう・マッサージの施術を受けている延べ人数を示す受療券の使用枚数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
受療券の使用枚数	目標値	5,350枚	5,400枚	5,450枚

## ⑥ 国民健康保険はり・きゅう・マッサージ保健事業（継続）

開始年度：昭和61年度

### ア 目的

55歳以上の国民健康保険加入者に対し、はり・きゅう・マッサージ受療費の一部を助成し、健康の保持増進を図ります。

### イ 全体概要

55歳以上の国民健康保険加入者に対し、1回の受療につき800円を助成する受療券を、年度内40枚を限度に交付します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
受療券の使用枚数	実績値	11,488枚	10,950枚	7,821枚

※平成29年度は11月末現在

### エ 今後の課題と対応

受療券の使用枚数が減少していることから、事業周知を図り、使用者数を増加させる必要があります。

### オ 取組方針

広報あきたやホームページなどにより周知を図りながら、55歳以上の国保加入者の健康保持増進のため事業を継続して実施します。

### カ 評価の指標と目標値

はり・きゅう・マッサージの受療券の使用枚数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
受療券の使用枚数	目標値	11,000枚	11,100枚	11,200枚

## ⑦ いきいき長寿祝い事業（継続） 開始年度：平成12年度

### ア 目的

長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬老の意を表するとともに、長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図ります。

### イ 全体概要

人生の区切りとなる大事な節目を迎えた年に祝い品を贈呈し、長寿のお祝いをします。

- ・対象者 当該年度内に満99歳（白寿）の誕生日を迎えるかたで、秋田市に住民登録又は外国人登録をし5年以上居住しているかた
- ・内容 祝い状と祝い品を贈呈

### ウ 8次プランにおける検証と評価

各市民サービスセンターの職員が、ご本人に直接お会いして祝い状と祝い品を贈呈しており、ご本人と家族の皆様にご喜ばれています。

祝い品については、平成28年度までは2万円分のあきた共通商品券を贈呈していましたが、あきた共通商品券協同組合の事業終了により、29年度は暫定措置として現金2万円としています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
贈呈人数	実績値	86人	97人	112人

### エ 今後の課題と対応

現金は、取り扱い手続きの複雑さやリスクを伴うため、祝い品の内容について検討します。

### オ 取組方針

白寿のかたを対象に、引き続き事業を継続していきます。

### カ 評価の指標と目標値

対象となるかたに、確実かつ適切に贈呈できたかをもって評価します。

## (2) 社会参加の促進

### ① 高齢者コインバス事業（継続） 開始年度：平成23年度

#### ア 目的

高齢者の外出を促進し、社会参加と生きがいを支援します。

#### イ 全体概要

高齢者が市内の路線バス、マイタウン・バスを利用する際、市が交付する資格証明書を提示することにより、一乗車100円で利用できるよう助成します。

本事業は、平成23年10月から満70歳以上を対象に開始し、平成25年10月に満68歳以上に、平成29年10月には満65歳以上に対象年齢を引き下げました。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

目標にわずかに届かなかったものの、アンケート調査結果では、バスの利用目的について、買物や趣味、娯楽が上位を占めるなど、高齢者の外出や社会参加の促進、生きがいの支援につながっているものと評価しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
資格証明書交付率	目標値	59.5%	61%	62.5%
	実績値	59.27%	60.8%	61.28%

#### エ 今後の課題と対応

コインバス利用者を増やすため、より一層の制度周知に努める必要があります。また、利用状況や事業効果を検証していく必要があります。

#### オ 取組方針

より一層の制度の周知を図り、引き続き、高齢者の外出や社会参加の促進、生きがいを支援します。

#### カ 評価の指標と目標値

コインバス資格証明書交付率をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
資格証明書交付率	目標値	62%	63%	64%

## ② 介護支援ボランティア事業（継続） 開始年度：平成24年度

### ア 目的

元気な高齢者が行うボランティア活動を推進することで、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進し、高齢者の元気でいきいきとした生活の実現を目指します。

### イ 全体概要

要介護認定を受けていない介護保険第1号被保険者を対象に、介護保険施設や放課後児童クラブ、児童館、児童センター、市立図書館などにおいて行うボランティア活動にポイントを付与し、年間最大5,000円の交付金を交付します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

目標値には達していませんが、活動できる受入施設を拡大してきており、ボランティア登録者数は着実に伸びています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
登録者数	目標値	450人	520人	600人
	実績値	374人	477人	510人

### エ 今後の課題と対応

ボランティア活動をしてみたいと考える高齢者は、潜在していると思われることから、実際の活動につなげる取組が必要です。

### オ 取組方針

引き続き活動の場を拡大するとともに、事業の一層の周知を行い、ボランティア登録者の増加を図ります。

### カ 評価の指標と目標値

年間延べ活動者数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
年間延べ活動者数	目標値	3,500人	4,000人	4,500人



### ③ 傾聴ボランティア養成事業（継続） 開始年度：平成24年度

#### ア 目的

地域に暮らす中高齢者が傾聴ボランティア（人の気持ちに寄り添い、その人の話を否定することなく、受け止めて「聴く」ボランティア）として高齢者を支え合う仕組みを作り、高齢者の孤立防止を図るとともに、高齢者自身の介護予防、生きがいづくり・地域貢献を促進します。

#### イ 全体概要

概ね45歳以上で、要介護、要支援認定を受けていない方を対象として、傾聴ボランティアの養成講座を実施します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

傾聴について理解し傾聴の技術を身に付けるかたが増えています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ講座受講者数	目標値	230人	290人	350人
	実績値	332人	385人	439人

#### エ 今後の課題と対応

講座は受講者に好評であり、受講者数も増加していますが、より多くの受講者が実際の傾聴ボランティア活動に結びつくようにする必要があります。

#### オ 取組方針

実際の活動に結び付くように、講座内容を工夫します。また、関係機関と連携し、受講者のボランティア活動を支援します。

#### カ 評価の指標と目標値

ボランティア活動者数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
ボランティア活動者数	目標値	20人	20人	20人

### (3) 高齢者福祉の啓発

#### ① 老人保健福祉月間（継続） 開始年度：平成10年度

##### ア 目的

世代を越えて市民一人ひとりが高齢者を敬うとともに、高齢社会を身近なものとして理解し、考える機会をつくります。

##### イ 全体概要

老人の日（9月15日）がある9月の1か月間を「老人保健福祉月間」と位置付け、市民の関心と理解を深めるための取組を行います。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

毎年、小学生から標語を募集し優秀作品を広報するなど、啓発を図っています。なお、目標値は設定していません。

##### エ 今後の課題と対応

高齢社会を身近なものとして考える機会として、引き続き取り組みます。

##### オ 取組方針

関係機関と協力し、誰もが生きがいを持ち、健康で安心して生活できる長寿社会を実現するために普及・啓発を進めていきます。

##### カ 評価の指標と目標値

啓発のひとつの指標として、標語の作成をもって評価します。

## ② 敬老会補助事業（継続） 開始年度：昭和27年度

### ア 目的

長年にわたり郷土の発展に尽力された高齢者に敬愛と感謝の意を表するとともに、高齢者と地域とのつながりを支援します。

### イ 全体概要

各地区の敬老会を主催する地区社会福祉協議会に、75歳以上人口を算定基礎として、補助金を交付します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

敬老会は、各地区社会福祉協議会が趣向を凝らして開催しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数 (75歳以上人口)	実績値	43,991人	44,864人	45,485人

### エ 今後の課題と対応

平均寿命の延伸により対象者がさらに増加しますが、増加に比例した補助金の交付は難しいと考えています。

### オ 取組方針

現状を維持しつつ、引き続き、敬老会を主催する地区社会福祉協議会に対して補助金を交付するよう努めます。

### カ 評価の指標と目標値

各地区の対象者数に応じた補助金の交付をもって評価します。

### ③ 高齢者向けサービスの情報提供（継続）

#### ア 目的

サービスを必要とするかたが適切なサービスを利用できるように、高齢者の保健福祉や日常生活などに関するサービスの情報を提供します。

#### イ 全体概要

高齢者の生活に役立つサービスをまとめた冊子を発行します。また、ホームページに掲載するとともに、適時、広報あきたでも情報を提供します。

##### 「高齢者のくらしのしおり」

高齢者の生活に役立つ公的サービスなどの情報をまとめた冊子を発行しています。

##### 「暮らしに役立つサービス」

公的なサービス以外のサービス（民間事業者などが行うサービス）に関する情報をまとめた冊子を発行しています。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

冊子の印刷データを職員が作るなどし、限られた予算の中で出来るだけ発行部数を多くするよう努めています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
高齢者のくらしのしおり 発行部数	実績値	5,000冊	8,000冊	8,000冊
暮らしに役立つサービス 発行部数	実績値	25,000冊	21,000冊	25,000冊

#### エ 今後の課題と対応

サービスを必要とする高齢者に確実に情報が行き渡る必要があります。

#### オ 取組方針

市民サービスセンターや地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など関係機関を通じて高齢者へ冊子を配布するとともに、各種媒体を有効活用した情報提供に努めます。

カ 評価の指標と目標値

冊子の発行部数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
高齢者のくらしのしおり	目標値	8,000部	8,000部	8,000部
暮らしに役立つサービス	実績値	25,000部	25,000部	25,000部

## 7 介護保険サービスの質と量の確保

### (1) 介護サービスの質の向上

#### ① 介護サービス事業所への指導監督（継続） 開始年度：平成12年度

##### ア 目的

適正なサービス提供が行われるよう、介護サービス事業所に対する必要な情報の提供や助言・指導により、介護報酬請求にかかる過誤や不正の防止・是正を行って介護サービスの質の向上を図ります。

##### イ 全体概要

個別の事業所に直接訪問して行う実地指導と、全ての事業所を集めて行う集団指導を実施します。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を掲載していませんでした。

なお、実地指導、集団指導は、毎年計画的に実施しています。

##### エ 今後の課題と対応

関係部署が連携して実施するとともに、事業所においても積極的な自己点検が求められます。

##### オ 取組方針

事業所の種別や規模、実地指導の実績などを勘案しながら、偏りなく継続していきます。

##### カ 評価の指標と目標値

実地指導にあつては事業所数をもって、集団指導にあつては実施回数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
実地指導	目標値	30事業所	30事業所	30事業所
集団指導	目標値	1回	1回	2回

## (2) 介護サービス基盤の整備

### ① 介護老人福祉施設の整備（継続） 開始年度：平成12年度

#### ア 目的

身体上、精神上著しく不自由があるため常時介護を必要とし、居宅での生活が困難な要介護者が施設サービスを受けられるように、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を地域密着型介護老人福祉施設と併せて計画的に進めます。

#### イ 全体概要

入所待機者が多い現状に鑑み、負担の公平性に配慮しながら施設の整備を進めており、新設の場合の施設形態はユニット型個室を基本としています。

また、新設、改築ともに、整備を行う事業者については公募により募集・選定します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランでは、広域型の介護老人福祉施設の新設計画はありませんでした。なお、地域密着型介護老人福祉施設の新設は、「④の地域密着型サービス事業所の整備」に記載のとおり、目標どおり整備される見込みです。

一方、既存施設の老朽化に伴う改築整備については、公募を実施しましたが、応募がなく整備に至りませんでした。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	実績値	21施設	21施設	21施設
定員数	実績値	1,289人	1,289人	1,289人

#### エ 今後の課題と対応

入所の必要性の高い待機者が、すぐに入所できる状況ではありませんが、施設の新設については、将来的に需要と供給に大きな差が生じないように整備する必要があります。

また、改築については、現入所者の負担、改築予定地、規模、事業者の負担などの課題から、現状と同型である従来型での整備を検討する必要があります。

#### オ 取組方針

新設については、入所の必要性の高い待機者数の今後の推移を検討し、地域密着型介護老人福祉施設と併せ、ユニット型個室として整備を進めます。

改築については、事業者との調整を図りながら現入所者の負担等を勘案し、ユニット型個室のほか従来型での整備を検討していきます。

#### カ 評価の指標と目標値

新設については、施設数および定員数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
施設数	目標値	21施設	21施設	22施設
定員数	目標値	1,289人	1,289人	1,369人



## ② 介護老人保健施設の整備（継続） 開始年度：平成12年度

### ア 目的

病状が安定しているかたが、在宅復帰のために医療的管理下でリハビリに重点をおいた施設サービスが受けることができるように、介護老人保健施設の整備を行います。

### イ 全体概要

介護老人保健施設の入所待機者数に鑑み、適正な整備について検討します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランでは、介護老人保健施設の新設計画はありませんでした。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数	実績値	13施設	13施設	13施設
定員数	実績値	1,308人	1,308人	1,308人

### エ 今後の課題と対応

入所待機者の解消のため、小規模な整備が必要です。また、介護老人保健施設の併設型短期入所療養介護を介護老人保健施設に転換し、空床型短期入所療養介護を提供することにより、効率化を図ります。

### オ 取組方針

第9次プランの計画期間に限り、介護老人保健施設に併設している短期入所療養介護を介護老人保健施設へ転換します。

### カ 評価の指標と目標値

定員数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
定員数	目標値	1,318人	1,318人	1,318人

### ③ 特定施設入居者生活介護事業所の整備（継続） 開始年度：平成12年度

#### ア 目的

住まいと介護の役割を担い、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が継続できるよう、混合型の特定施設入居者生活介護の整備を進めます。

#### イ 全体概要

特定施設入居者生活介護には、対象者が要介護者とその配偶者に限られる介護専用型と、それ以外のかたにも対応できる混合型の2つがあります。本市では、様々な状態の高齢者の希望に対応できるように、混合型の整備を進めています。また、事業所指定にあたり、公募により事業者を募集・選定します。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

ほぼ目標値どおりの整備を進めることができました。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
混合型の施設数、定員数	目標値	23施設	25施設	27施設
		1,001人	1,066人	1,136人
	実績値	23施設	25施設	26施設
		1,032人	1,107人	1,136人
専用型の施設数、定員数	実績値	2施設	2施設	2施設
		100人	100人	100人

#### エ 今後の課題と対応

特定施設入居者生活介護の利用率が高い状況にあります。また、将来的な高齢者に占める施設・居住空間の提供率を現状と同程度とするために、介護老人福祉施設等と総合的に整備を進める必要があります。

#### オ 取組方針

様々な状態の高齢者の入居希望に対応できるよう、混合型の特定施設入居者生活介護を高齢者のニーズを踏まえ状況に応じて整備を進めます。

#### カ 評価の指標と目標値

混合型の定員数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
定員数	目標値	1,136人	1,236人	1,236人

#### ④ 地域密着型サービス事業所の整備（継続） 開始年度：平成18年度

##### ア 目的

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備を行います。

##### イ 全体概要

利用者にとって身近な地域でサービスが受けられるように、地域包括支援センターの担当圏域別にバランスよく事業所を配置することを基本としています。事業所指定にあたり、夜間対応型訪問介護と認知症対応型通所介護以外については、公募により事業者を募集・選定します。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

事業所の廃止等による補充も含め、公募によるものについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除き、目標どおりの整備が達成される見込みです。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
公募による	(看護)小規模多機能型居宅介護	目標値	26事業所	26事業所	27事業所
		実績値	25事業所	25事業所	27事業所
	認知症対応型共同生活介護	目標値	38ユニット	41ユニット	44ユニット
		実績値	38ユニット	41ユニット	44ユニット
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	目標値	2事業所	2事業所	4事業所
		実績値	2事業所	2事業所	4事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	目標値	2事業所	3事業所	4事業所	
	実績値	1事業所	3事業所	3事業所	
公募によらない	夜間対応型訪問介護	目標値	1事業所	1事業所	1事業所
		実績値	1事業所	0事業所	0事業所
	認知症対応型通所介護	目標値	7事業所	7事業所	7事業所
		実績値	5事業所	5事業所	5事業所

○日常生活圏域別の事業所数（平成29年度末見込み）

サービス種別	中央	東	西	南	北	計
（看護）小規模多機能型居宅介護	5	5	6	5	6	27
認知症対応型共同生活介護 ※ユニット数	10	9	6	10	9	44
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	1			1	4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1				2	3
夜間対応型訪問介護						0
認知症対応型通所介護		3			2	5

エ 今後の課題と対応

日常生活圏を考慮し、地域の実情に応じて分散配置する必要があります。

オ 取組方針

以下の事業所の指定に関しては、本計画で定める見込み量に従い、質の高いサービス提供ができる事業所を指定します。また、日常生活圏ごとの整備状況を考慮し、市域にバランスよく事業所を配置することを基本的な考えとします。

- ・（看護）小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

カ 評価の指標と目標値

認知症対応型共同生活介護についてはユニット数、その他は事業所数をもって評価します。

指標			2018年度	2019年度	2020年度
公募による	（看護）小規模多機能型居宅介護	目標値	27事業所	29事業所	30事業所
	認知症対応型共同生活介護	目標値	44ユニット	47ユニット	50ユニット
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	目標値	4事業所	4事業所	5事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	目標値	4事業所	6事業所	6事業所
公募によらない	夜間対応型訪問介護	目標値	設定しません		
	認知症対応型通所介護		（整備に関する相談は個別対応）		

## ⑤ 短期入所生活介護事業所の指定（継続） 開始年度：平成24年度

### ア 目的

居宅で介護を受けているかたを、短期間入所させて、日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、そのかたの心身の機能の維持ならびにその家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

### イ 全体概要

本市の短期入所生活介護事業所の定員数（床数）は、平成29年4月1日時点で1,994人（床）であり、65歳以上人口1,000人あたりの床数は22.1床となっています。全国の中核市平均が4.5床であることから、本市の短期入所生活介護の提供量は突出して多い状況にあります。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランには、当該取組を記載していませんでした。

なお、本市では、平成24年度から短期入所生活介護の事業所指定を行っています。

### エ 今後の課題と対応

本市における、短期入所生活介護の供給量は十分に充足しています。

また、本市では、（看護）小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備促進を図る必要があることから、（看護）小規模多機能型居宅介護の宿泊サービスと内容が類似している短期入所生活介護の新たな整備については、一定の制限を設ける必要があります。

### オ 取組方針

（看護）小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及を図るため、短期入所生活介護については、本プランで定める見込量（定員数の目標値）を超える場合、原則、新たな事業所指定を行いません。

### カ 評価の指標と目標値

短期入所生活介護の定員が、目標値を超えないことをもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
定員数	目標値	2,034人	2,034人	2,034人

## ⑥ その他の高齢者福祉施設の整備（継続）

### ア 目的

心身の状態や置かれている環境などの理由により自宅で生活することが困難なかたを入所させて、日常生活上のサービスや機能訓練などを行います。

本市には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設などの介護保険施設以外にも、次の施設が整備されています。

### イ 全体概要

【軽費老人ホーム】 60歳以上の身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められるかたであって、家族による援助を受けることが困難なかたを入所させて、日常生活上必要な援助を行う施設です。

【養護老人ホーム】 65歳以上で心身の状態、環境上の理由、経済的理由などにより自宅で生活することが困難なかたを入所させて、日常生活上必要な援助を行う施設です。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

第8次プランでは、新設および改築の計画はありませんでした。

指標			平成27年度	平成28年度	平成29年度
軽費老人ホーム	施設数	実績値	10施設	10施設	10施設
	定員数		420人	420人	420人
養護老人ホーム	施設数	実績値	3施設	3施設	3施設
	定員数		205人	205人	205人

### エ 今後の課題と対応

各施設とも概ね充足している状況であり、新設計画などの相談・要望もないことから、今後に向けた検討課題はありません。

### オ 取組方針

第9次プランの計画期間における新規整備や改築は予定していません。

### カ 評価の指標と目標値

新たな整備予定がないことから、評価の指標は設定しないこととします。

### (3) 介護人材の確保

#### ① 介護ロボット導入促進事業（新規） 開始年度：平成30年度予定

##### ア 目的

介護サービス事業所への介護ロボットの導入を促進し、介護従事者の負担軽減および職場環境の整備を図ることにより、介護従事者の確保に資するものです。

##### イ 全体概要

本市から指定を受けている市内事業所に対し、介護ロボット購入経費の一部について補助金を交付します。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

第9次プランからの新たな取組です。

##### エ 今後の課題と対応

需要や効果を検証した上で、事業内容の拡大を検討する必要があります。

##### オ 取組方針

介護ロボットを導入した事業所から効果等を報告させて、事業拡大の判断材料とします。

##### カ 評価の指標と目標値

本市の補助金を活用した介護ロボットの導入事業所数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
導入事業所数	目標値	10事業所		

## 8 介護給付等に要する費用の適正化

### (1) 介護給付の適正化

#### ① 介護報酬請求の適正化（継続） 開始年度：平成25年度

##### ア 目的

介護サービス事業所が行う介護報酬請求が、ルールに従った正しいものとなるよう、請求内容の点検、指導等を実施し、介護給付の適正化を図ります。

##### イ 全体概要

介護報酬にかかるデータ量は膨大であり、その全てを点検することはできませんが、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）の給付適正化システムの活用や国保連からの情報に基づいた縦覧点検を行います。また、ケアプラン点検を行うとともに、ケアプラン作成にかかる専門的見地からの技術的な助言等を行う場を設けます。

##### ウ 8次プランにおける検証と評価

ケアプラン点検やケアプランへの技術的助言を通年で実施し、利用者にとってより適正なケアプランの作成や適正給付の促進につながっています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
ケアプラン点 検件数	目標値	400件	400件	400件
	実績値	683件	705件	700件

##### エ 今後の課題と対応

国保連の給付適正化システムから出力される給付実績データを十分に活用できていないため、効率的な活用方法を確立する必要があります。

##### オ 取組方針

これまでの取組を継続するとともに、給付適正化システムの給付実績データをケアプラン点検やケアプランへの技術的助言等に積極的に活用して、ケアマネジャーのスキルアップとケアプランの質の向上を図ることにより、さらなる給付適正化の推進に取り組みます。



カ 評価の指標と目標値

ケアプラン点検件数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
ケアプラン点検件数	目標値	700件	700件	700件

## ② 住宅改修に関する適正化（継続） 開始年度：平成25年度

### ア 目的

利用者の身体の状態に適した効果的な住宅改修であるかなどを審査し、保険給付の適正化を図ります。

### ※ 住宅改修

要支援者や要介護者が安心して居宅での生活が送れるように小規模な住宅改修を行った場合、20万円を上限に改修費を支給します。

対象となる工事は、手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材への変更、和式から洋式への便器の取り替えなどです。

### イ 全体概要

住宅改修の審査は、改修工事前の事前申請時と工事完了後の事後申請時において行います。改修工事前には、その内容が利用者の状況にあった適切な改修であるかなどを、完了後には、市が承認した事前申請の内容に相違ない改修が行われているかなどを、それぞれ提出書類や聴き取り、現場確認により審査します。また、施工業者などに住宅改修に関する手引を作成・配布し、制度の正しい理解が図られるよう指導します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

これまで行った不明点の確認により、申請経験のあるケアマネジャーや施工業者の制度理解が深まったことから、現場確認を要する案件が年々減少しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請不明点の 確認回数	目標値	150回	150回	150回
	実績値	150回	150回	150回
うち現場確認	目標値	12回	12回	12回
	実績値	11回	9回	5回

### エ 今後の課題と対応

申請書類を作成したことのないケアマネジャーや施工業者への理由書・見積書の確認は、依然として多いことから、手引を修正するなどして本制度を周知するとともに、きめ細かな確認により適正な給付に努める必要があります。

#### オ 取組方針

利用者の身体状況に適した住宅改修が行われるよう、住宅改修内容のより一層の確認に努めます。

#### カ 評価の指標と目標値

申請の不明点についての確認回数（電話、窓口、現場での確認）をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
申請不明点の確認回数	目標値	150回	150回	150回
うち現場確認	目標値	10回	10回	10回

### ③ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業（継続）

開始年度：平成13年度

#### ア 目的

社会福祉法人が低所得者の利用者が負担する利用料を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

#### イ 全体概要

本事業は、社会福祉法人の主体的な取組として行われるものであり、市は法人に対し、軽減した費用の一部を助成します。また、市では広報紙などで制度の周知を図るほか、法人に対し事業の実施を働きかけます。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

本事業を実施していない社会福祉法人が多いこともあり、軽減対象者数は低調に推移しています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
軽減対象者数	目標値	12人	12人	12人
	実績値	5人	6人	5人

#### エ 今後の課題と対応

制度周知のためにPR手法の工夫に取り組むほか、本事業を実施する社会福祉法人を拡大していく必要があります。

#### オ 取組方針

公共性の高い公益法人である社会福祉法人として、低所得者を支える制度には積極的に取り組むことが求められることから、本市においても従来の広報あきたや市ホームページを使ったPRのほか、制度活用が促進されるよう未実施の社会福祉法人に対して直接実施を呼びかけるなど積極的な働きかけを進めていきます。

#### カ 評価の指標と目標値

軽減対象者数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
軽減対象者数	目標値	10人	10人	10人

## (2) 要介護認定の適正化

### ① 迅速で適正な認定調査の実施（継続） 開始年度：平成25年度

#### ア 目的

迅速かつ適正な認定調査を実施し、介護を必要とするかたが適正な介護サービスを速やかに利用できるようにします。

#### イ 全体概要

認定調査員の適切な人員の確保や居宅介護支援事業者等への調査委託件数を増やすなど、認定調査を早期に実施するよう努めます。また、調査職員の研修会を年2回実施するとともに、厚生労働省の調査員向けeラーニングの利用により、調査の適正化を図ります。

#### ウ 8次プランにおける検証と評価

申請者の中には急性期治療中のため調査を実施できず、調査までの日数を要してしまうケースも多いため、目標を達成することが困難となっています。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
申請日から調査実施までの平均日数	目標値	11日	11日	11日
	実績値	15日	12日	16日

#### エ 今後の課題と対応

申請の時期や必要性についての周知を図り、早期に調査を実施するように努めます。

#### オ 取組方針

調査実施までの平均日数を維持するため、認定調査員の人員確保や調査の委託を実施します。

#### カ 評価の指標と目標値

申請日から30日以内に認定するよう介護保険法で定められていることから、申請日から調査実施までの平均日数をもって評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
申請日から調査実施までの平均日数	目標値	11日	11日	11日
	実績値			

## ② 要介護認定の迅速化（継続） 開始年度：平成25年度

### ア 目的

迅速かつ適正な要介護（要支援）認定を実施し、介護を必要とするかたが適正な介護サービスを速やかに利用できるようにします。

### イ 全体概要

認定結果は、介護保険法により申請のあった日から30日以内に通知しなければなりません。処理に遅れが生じるケースも少なくありません。

そのため、迅速な認定調査については、調査員の確保や調査委託件数を増やして対応し、また、主治医意見書については、主治医に対し、文書、電話、訪問により早期の提出がなされるよう促し、申請から認定までの日数の短縮に努めます。

なお、入院直後等の急性期の治療中は、認定調査の実施や意見書の記載ができないことから、容態が安定してから申請する必要があります。

このため、介護支援専門員や医療機関の相談室などに適正な時期に申請することを依頼します。

### ウ 8次プランにおける検証と評価

認定までの日数を短縮するため、認定調査の迅速化と主治医意見書の早期提出に関する対策を講じていますが、目標値に達していません。

指標		平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定件数に占める申請から30日以内の処理割合	目標値	50%	50%	50%
	実績値	30.3%	37.1%	25.9%

### エ 今後の課題と対応

申請の時期や主治医意見書の早期の提出がなされるように、周知および促しが必要です。

### オ 取組方針

引き続き意見書の早期提出を医療機関へ求めるとともに、申請時期の適正化を推進するため、介護支援専門員や医療機関との連携の強化に努めます。

カ 評価の指標と目標値

認定件数に占める申請から30日以内の処理割合で評価します。

指標		2018年度	2019年度	2020年度
認定件数に占める申請から 30日以内の処理割合	目標値	50%	50%	50%